

第5章 施策の展開

基本方針1 心かようやさしいまちづくり

市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域の一員として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、社会全体として基盤整備を行い、心かようやさしいまちづくりを進めます。

1 推進基盤の整備

現状と課題

障がいのある方が地域の一員として暮らしていくためには、地域住民との交流の機会を増やすための拠点作りを進めるとともに、地域へ参加していく環境を整備する必要があります。これまで、インターネットによる情報提供など効果的な情報システムを構築することにより推進基盤の整備に努めてきましたが、交流拠点の整備までは至っておりません。現在、交流の場として機能している「熊谷市障害福祉会館」での交流の機会の充実に努め、今後も、引き続き交流の機会や拠点の整備に努めるとともに、情報提供体制の確立など地域福祉環境の整備に努めます。

各施策の取組

(1) 障がいのある方と地域住民との交流の推進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------|--|-------|
| 1 | 地域住民との交流の推進 | 障がいのある方と地域住民との交流を図る活動を支援し、交流の機会づくりを進めます。 | 障害福祉課 |

(2) 交流拠点づくり

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------------------|--|-------|
| 2 | 交流の場としての「熊谷市障害福祉会館」機能の充実 | 熊谷市障害福祉会館は、障がいのある方の交流のための施設であり、その機能を充実させるため、障がい者団体等が行っている活動とともに、交流を目的としたワークショップや講習の機会などの増加に努めます。 | 障害福祉課 |

(3) 情報提供体制の確立

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|----------------------------------|
| 3 | 障がいのある方への効果的な情報提供 | 障がいのある方への公的サービスをまとめた『明日へのはばたき』（しおり）を作成し、新たな障害者手帳取得者等に配布します。 視覚障がいのある方には、点字と音声による『市報くまがや』や『くまがや市議会だより』を作成・提供します。聴覚障がいのある方には、メール配信サービス「メルくま」を活用して効果的な情報提供を行い、また、市政に関する重要事項等については、文字による発信とともに、手話通訳の導入を図ります。 市ホームページのよくある質問FAQを活用するなど障がいのある方に必要と思われる情報を効果的に伝えられるように、研究・検討を進めます。 | 政策調査課 広報広聴課 障害福祉課 議会事務局 |

(4) 行政の推進体制の確立

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------|---|---|
| 4 | 庁内各課連携体制の確立 | 熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議を通じて、市の施策や事業に福祉的視点を取り入れるとともに、庁内関係課との連携を図ります。 | 障害福祉課 |
| 5 | 関係機関との連携体制の確立 | 本計画を総合的に推進するため、国や県をはじめとして、保健・医療・福祉において近隣市町や関係機関との連携を図ります。 | 健康づくり課 熊谷保健センター 母子健康センター 障害福祉課 |

| | | | |
|---|-----------|--|-------|
| 6 | 広域行政の促進 | 埼玉県では、広域的な障害福祉サービス等の必要量を見込むため、「埼玉県障害者支援計画」で、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定しており、障がいのある方に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設等を広域的なバランスに配慮して配置しています。北部圏域に位置づけられる本市は、県、関係市町と連携し、施策を進めます。 | 障害福祉課 |
| 7 | 市民の個人情報保護 | 個人情報保護条例を定め個人情報の保護について慎重に配慮して業務を行っています。引き続き関係法令に従った適切な取扱いを行います。 | 庶務課 |

2 心のバリアフリーの推進

現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、障がいの有無にかかわらず、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることが重要です。そのために、障がいや障がいのある方に対する理解を深め、活動を制限し社会への参加を制約している物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去が必要となります。これまでも、社会的障壁を除去するために、広報活動、交流環境、福祉教育の充実に努めてきましたが、十分とは言えません。引き続き障がいや障がいのある方に対する理解を深めていくように、心のバリアフリーの推進に努めてまいります。

また、「熊谷市手話言語条例」や「読書バリアフリー法」の施行により、手話は言語であるという理解や、読書環境の整備などを通して、心のバリアフリーを進めてまいります。

各施策の取組

(1) 理解と交流の促進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------|---|-------------------|
| 8 | 広報活動の充実 | 『市報くまがや』や『市ホームページ』をわかりやすく構成し、障がいのある方に対しても読みやすい紙面づくりに努め、広報活動の充実を図ります。 | 広報広聴課 |
| 9 | 交流環境の充実 | 市民一人一人が自然に障がいのある方と交流し、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるよう、集会施設のバリアフリー化等を支援し、障がいのある方との交流環境の充実に努めます。 | 市民活動推進課 |
| 10 | 障害者週間における啓発 | 国では「障害者基本法」において、毎年12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定め、障がいのある方の自立と社会参加への意欲を高め、同時に国民の障がいのある方に対する理解を深めるための運動を展開しています。 「障害者週間」を中心に、市民の福祉意識の啓発と正しい知識の普及に関する事業を実施します。 | 障害福祉課 |
| 11 | 知的障がいのある方への理解の推進 | 知的障がいに対する理解はいまだ成熟しておらず、知的障がいのある方やその家族も社会の中で、偏った見方をされることがあります。このような思いが解消されるよう、地域社会において、「心のバリアフリー」を進めるための施策に努めます。 | 障害福祉課 |
| 12 | 精神障がいのある方への理解の推進 | 精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいも含む）に対する理解が少しずつ浸透されてきていますが、地域での受入環境が整えられているとは言えません。地域でともに暮らしていくために、精神保健事業を充実させるなど、必要に応じ保健所等と連携しながら、精神障がいのある方に対する「心のバリアフリー」を進めるための施策に努めます。 | 熊谷保健センター 障害福祉課 |

| | | | |
|----|--|---|----------------|
| 13 | 日常生活時におけるヘルプマークや愛のワッペン、ヘルプカード等の周知、活用促進 | 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう埼玉県において作成された「ヘルプマーク」や障がい児向けの「愛のワッペン」、障がい者や高齢者が災害時や日常生活の中で、障がいや病気について周囲の人に伝え、支援を求めるための「ヘルプカード」について、日常生活においても活用されるよう、周知・啓発に努めます。 | 障害福祉課 こども課 |
| 14 | 心のバリアフリーの普及啓発 [再掲(145)] | 点字ブロック上への放置自転車など、せっかくの施設・設備も周囲の人も含めて理解がなければ、新たなバリアを生み出しかねません。バリアフリー化をより効果的なものとし、配慮や手助けに関して理解を深めるため、障がい当事者が講師となり講義する「心のバリアフリー教室」を設定し、普及啓発を推進します。 | 都市計画課 障害福祉課 |

(2) 福祉教育の充実

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------|--|--------------------------------|
| 15 | 福祉教育の充実 | <p>障がいのある方の理解を深めるためには、「学校での福祉教育の充実」が必要です。</p> <p>保育所(園)、幼稚園、学校教育を通じて、ボランティア・福祉教育を進め、幼少期から社会福祉への関心を持ち、共に生きていこうとする心と態度を身に付けられるよう、障がい者施設の訪問や、車いすの乗車などを通して、命の尊厳や障がいのある方への思いやりの心を子ども達に学ばせるなど、福祉教育が充実するよう努めます。</p> <p>また、社会福祉協議会では、市内の各保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校を福祉協力校に指定し、福祉の心を育む支援を進めます。</p> | 生活福祉課 保育課 学校教育課 社会教育課 |

(3) 手話言語条例に基づく取組

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------|---|--------------|
| 16 | 手話への理解及び手話の普及の促進 | 手話への理解及び手話の普及の促進のため、広報やホームページ等でPRし、毎年開催している手話講習会については、啓発活動を通して、参加数の増加を図ります。 | 障害福祉課 |
| 17 | 手話による円滑な情報の発信及び取得 | 市においては、引き続き、職員への手話研修の機会を確保し、市内事業者に対しても、広く手話の通用が図られるよう、研修の機会の充実に努めます。 | 職員課 障害福祉課 |
| 18 | 手話による意思疎通の支援 [再掲 (68)] | 引き続き、聴覚障がいのある方の社会参加と福祉の増進を図るため、手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を行い、意思疎通の支援に努めます。 | 障害福祉課 |

(4) 視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）に基づく取組

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------|--|---------|
| 19 | 図書館サービスの充実 | 視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方）の読書環境の整備を推進するため、大活字本、点字図書、映像、録音資料などを充実させていくとともに、マルチメディア DAISY 図書の収集に努めます。また、さわる絵本・布絵本など障がいのある子どもが利用しやすい本の収集に努めます。 図書館への来館が困難な利用者に向けて、個人及び団体への図書の配本サービスを促進します。 パソコンやスマートフォンから利用できる図書館電子書籍を充実させて、来館が困難な利用者向けのサービスとしても提供を図ります。 | 熊谷市立図書館 |

| | | | |
|----|-------|--|---------|
| 20 | 人材の育成 | 視覚障がい者等の円滑な図書館利用のための支援に関わる研修への参加など、職員の人材育成や資質の向上に努めます。 | 熊谷市立図書館 |
|----|-------|--|---------|

3 支える人づくり

現状と課題

障がいのある方の生活を支援していくためには、その障がいの特性を理解し、特性に応じた支援が行える人材の育成や確保が必要となります。また、市の職員も障がいのある方の立場を理解して、市民が安心して職員に接してもらえるよう資質を向上していく必要があります。引き続き、地域における福祉のニーズに合った専門的な人材を育成しボランティアの確保に努めます。また、市職員についても手話研修や人権問題研修を通して、人材の育成に努めてきました。しかし、十分とは言えません。引き続きボランティアや市職員の人材の育成に努めます。

各施策の取組

(1) 人材の育成・確保

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------|---|-------|
| 21 | 専門的人材の育成・確保 | 福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育成し、確保していくことが欠かせません。サービス事業所の連絡会等と連携し、介護人材や福祉人材の育成や確保に努めます。 また、手話講習会等の開催に取り組み、手話通訳者、要約筆記者、朗読奉仕員、点訳奉仕員など、専門的人材の確保と資質向上に努めます。 | 障害福祉課 |
| 22 | 職員研修の充実 | 聴覚障がいのある方の立場を理解し、安心して意思の疎通ができるように、市職員の手話研修を実施しています。福祉の心を持ったハートフルな職員を育成するため、研修の充実を図ります。 | 職員課 |

(2) 市民活動の支援

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------|--|------------------|
| 23 | ボランティア講座の充実 | 社会福祉協議会のボランティアセンターでは、さまざまなボランティア講座を行っています。ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性が期待され、講座には、社会貢献活動に興味を持っている市民の参加が見込まれます。ボランティア講座や市民活動講座の開催を通じて、市民活動への積極的な参加を支援します。 | 市民活動推進課 生活福祉課 |
| 24 | 市民活動情報の提供 | ボランティア等の市民活動を依頼するとき、また、その活動に参加するときなど、より多くの情報が求められます。社会福祉協議会では、ホームページやボランティアセンターで情報提供を行い相談に応じます。市では、ホームページで市民活動の情報サイトに登録されたNPOやボランティア団体等の紹介を進めます。市民活動支援センターでは、市民活動団体の活動拠点として団体の紹介や活動を支援します。 | 市民活動推進課 生活福祉課 |

4 権利擁護の取組

現状と課題

「障害者差別解消法」が施行されたとはいえ、障がいのある方への差別が解消されたとは言えません。また、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の中には福祉サービスの利用や金銭管理の不安を抱えている方もいます。これまでも、障がいのある方への差別解消を推進するとともに虐待の防止に取り組んできました。また、福祉サービスの利用や金銭管理に援助が必要な判断力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が安心した生活が送れるように支援し、権利擁護に取り組むと同時に成年後見制度の周知に努めてきました。しかし、十分とは言えません。引き続き、「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的な配慮」の提供などについて普及活動を行い、障がいのある方への差別解消を推進するとともに虐待の防止、権利擁護の推進に取り組みます。

各施策の取組

(1) 権利擁護事業の推進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------|--|---------------------------|
| 25 | 権利擁護事業の普及 | 判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うあんしんサポートネット事業及び成年後見制度を必要とする方の相談、手続きの支援を行う熊谷市成年後見センターの各事業の実施主体である熊谷市社会福祉協議会と連携し、事業の普及、促進を図ります。 | 生活福祉課 長寿いきがい課 障害福祉課 |
| 26 | 成年後見制度の普及 [再掲(67)] | 高齢者や知的障がい者、精神障がい者で判断能力が十分でない方を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図り、相談体制の拡充など、制度の利用を促進するための体制を整備します。 | 長寿いきがい課 障害福祉課 |

(2) 障がいのある方への虐待防止

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------|---|-------|
| 27 | 虐待防止センターの活用 | 民間委託により運営している障害者相談支援センターに虐待防止センターの機能を付加し、24時間体制で受付相談が可能な体制を整え、迅速な対応を行い、相談者を支援します。 | 障害福祉課 |

(3) 障がいのある方に対する差別的解消

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|--|-------------------------|
| 28 | 相談及び紛争防止などの支援体制の充実 | 地域において、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けたことに対する相談窓口を障害福祉課へ設けるとともに、支援体制として障害者差別解消支援地域部会を整備しました。引き続き、紛争防止などの支援の充実に努めます。 | 障害福祉課 |
| 29 | 職員対応要領に基づく差別解消の推進 | 職員が法律の趣旨を理解し、適切な対応をとることができるよう、職員の責務や相談体制、研修等について定めた「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を平成28年4月に作成しました。同要領により、職員に対し、必要な研修・啓発等を行い、差別解消の推進を図ります。 | 職員課 |
| 30 | 啓発活動の推進 | 障害者差別解消法及び合理的配慮の理解を促進するため、人権啓発パンフレット「わたしたちにできること」や市民対象の公民館研修、ホームページ等で紹介し、啓発活動に努めます。 | 人権政策課 障害福祉課 社会教育課 |
| 31 | 市の事務事業における「合理的配慮」の励行 | 障がいのある方とない方の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供する「合理的配慮」について、市の事務事業を再確認し、励行に努めます。 | 全課 |

基本方針2 いきいき暮らすまちづくり

障がいのある方が地域の中で自立した生活を送れるよう、地域で暮らしていくためのサービスを充実させ、障がいのある方自らが、サービスを主体的に選択することにより、いきいき暮らすまちづくりを進めます。また、障害者支援施設に入所している障がいのある方や、精神科病院に入院しているが条件が整えば地域での生活が可能な精神障がいのある方についても、本人の意思を尊重しながら地域で暮らすことができるように環境の整備に努めます。

1 相談体制の整備

現状と課題

障がいのある方やその家族は、日常生活から福祉サービスの利用を含めて多様な問題を抱えています。これまでも、様々な相談に対し、適切な支援を提供できるように、障害者基幹相談支援センター（くまさぽ）の設置や障害者相談支援センターの整備に努めてきました。引き続き相談支援体制の充実を図ります。

各施策の取組

(1) 相談体制の整備

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------|---|--------------------------------|
| 32 | 障害者相談支援センターの充実 | 障がいのある方が、様々な心配事を相談できる障害者相談支援センターを設置し、様々な相談に対応するとともに、障がいのある方による相談体制（ピア・カウンセリング）を取り入れ充実を図ります。 また、障害者虐待防止法に規定されている「障害者虐待防止センター」の役割を当センターが担うことで、より一層の相談体制の充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| 33 | 基幹相談支援センター（くまさぼ）の充実 | 障がいのある方やその家族などからの身近な相談窓口として熊谷市役所内に設置しました。相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことで、より一層の相談体制の充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| 34 | 障害者差別解消法に関する相談窓口の充実 | 「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、引き続き、市職員による障がいを理由とする差別に関する相談窓口を職員課、教育総務課、消防総務課に設置するなどし、相談体制の充実を図ります。 | 職員課 障害福祉課 消防総務課 教育総務課 |
| 35 | 熊谷市消費者安全確保推進会議による連携推進 | 障害者虐待防止法第43条に規定する「財産上の不当取引による被害」について、熊谷市消費者安全確保推進会議を活用し、消費生活センターを含む関係部署の連携を推進することで、複合的・専門的な相談サポート体制の強化を図ります。 | 市民活動推進課 |

2 福祉サービスの充実

現状と課題

共生社会を実現するために、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方が必要とする支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていただけるように、引き続き障害福祉サービスの充実を進めます。また、難病患者や発達障がい及び高次脳機能障がい者、強度行動障がい者、各種依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）についても障害者総合支援法に基づく支援給付の対象であることから、障害福祉サービスの提供を行っていきます。

各施策の取組

(1) 日中活動の場の確保（訪問系サービス、日中活動系サービス）

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------|---|-------|
| 36 | 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、及び相談や助言等の生活全般の援助を行います。 | 障害福祉課 |
| 37 | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に進めます。 | 障害福祉課 |
| 38 | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 39 | 同行援護 | 重度の視覚障がいや移動が困難な方に、外出時に同行して移動等の支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 40 | 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に進めます。 | 障害福祉課 |
| 41 | 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を進めます。 | 障害福祉課 |
| 42 | 生活介護 | 常に介護を必要とする方に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 | 障害福祉課 |

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|---|-------|
| 43 | 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | 障害福祉課 |
| 44 | 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 | 障害福祉課 |
| 45 | 就労移行支援 [再掲（123）] | 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | 障害福祉課 |
| 46 | 就労定着支援 [再掲（124）] | 一般就労へ移行した方に対し、相談支援や企業訪問を行い、就労定着のための課題の把握と関係機関との連絡調整、課題解決に向けた支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 47 | 就労継続支援 (A型・B型) [再掲（125）] | 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | 障害福祉課 |
| 48 | 福祉サービス提供事業所の確保 | 埼玉県が指定するサービス事業所開設にあたり、本計画を踏まえた意見書を作成することで、利用見込数に応じた事業所数の確保を図ります。 | 障害福祉課 |
| 49 | 福祉マップ「熊谷市内障害福祉サービス提供事業所一覧」の内容充実 | 福祉マップ「熊谷市内障害福祉サービス提供事業所一覧」は、事業所紹介誌として、重要な役割を果たしています。よりわかりやすい表記で、かつ詳しい内容が掲載されるよう充実に努めます。また、ホームページに掲載し、最新の情報を盛り込めるよう努めます。 | 障害福祉課 |

(2) 住まいの場の確保（居住系サービス）

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|--|-------|
| 50 | 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等） | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | 障害福祉課 |
| 51 | 共同生活援助（グループホーム） | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。 | 障害福祉課 |
| 52 | 自立生活援助 | 居宅における自立した生活を営む上での問題等について、定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談助言を行います。 | 障害福祉課 |

(3) 補装具の援助

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|-------------------------------------|-------|
| 53 | 補装具の援助 [再掲（119）] | 障がいのある方が暮らしやすくなるよう、必要な補装具費の支給を行います。 | 障害福祉課 |

(4) 各種福祉サービスの支援

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------------------|---|------------------|
| 54 | 障害児・者生活サポート事業の推進 | 障がいのある方や子どもの家族等の介護負担の軽減と生活を支援するため、一時預かり、送迎サービス、外出援助などを行います。実情を考慮し、サービスの推進を図ります。 | 障害福祉課 |
| 55 | 配食サービス事業の推進 | 自分で昼食の支度をすることが困難で、同居の親族などからも食事の提供が受けられない重度心身障がいのある方に、サービスを提供するとともに、日常の安否を確認します。 | 障害福祉課 |
| 56 | 生活ホーム事業の支援 | 家庭環境や住宅事情などによって、自立した生活が困難な身体及び知的障がいのある方に、地域での自立生活を支援するため、生活の場を提供し、生活面での指導や援助を行います。 | 障害福祉課 |
| 57 | 外出支援マップの作成 | 障がいのある方が安心して外出できるよう、駐車場の状況やトイレなどの所在をわかりやすく示した外出支援マップの作成に努めます。 | 都市計画課 |
| 58 | あんしんコールの整備 | ひとり暮らしで重度の身体障がいのある方への緊急通報装置（あんしんコール）の設置を支援します。 | 長寿いきがい課 障害福祉課 |
| 59 | 難病患者に対する施策 | 埼玉県発行の「特定疾患医療受給者証」、「指定難病医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」又は「指定疾患医療受給者証」を有し、治療を受けている方に対して1回に限り見舞金を支給し、福祉の増進を図ります。 | 障害福祉課 |
| 60 | 自作品の出店の機会の創出 | 社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」をはじめとする市民参加のイベント等への参加により、自作品の出店・販売などを通して、社会生活や人的交流の楽しさを感じる機会の創出に努めます。 | 障害福祉課 |
| 61 | 福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 〔再掲(148)〕 | 重度の身体障がい及び知的障がいのある方に、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成により外出時の移動にかかる費用の一部を支援します。 | 障害福祉課 |

(5) その他支援メニューの周知

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|--|-------|
| 62 | 各種軽減制度 | 障害者手帳の種類や程度に応じ、JR・私鉄・有料道路及びタクシー運賃などの割引や、税金の控除、NHK受信料の免除、点字郵便物などの無料扱い、「ゆうゆうバス」の利用料免除など様々な割引制度があり、周知の徹底を図ります。 | 障害福祉課 |
| 63 | 年金・手当制度の周知 | 障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当、在宅重度心身障害者手当など、公的年金及び手当制度について周知の徹底を図ります。 | 障害福祉課 |
| 64 | 障害者のしおり「明日へのはばたき」による各種支援メニューの周知 | 障害者のしおり「明日へのはばたき」は、障害者手帳交付の際に配布する、障害者支援メニュー全般を紹介した情報誌です。障がいのある方の生活支援のため、広く情報収集に努め、わかりやすく、かつ、詳しい内容が掲載されるよう、充実に努めます。また、ホームページに掲載し、最新の情報を盛り込めるよう努めます。 | 障害福祉課 |

3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備

現状と課題

地域生活支援の拠点づくりとして、地域にある社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。自立を希望する障がいのある方が地域生活への移行に伴い、地域で安心して暮らしていくためには、自立に係る相談の場や一人暮らし又はグループホームの入居など体験の機会及び場の提供並びに短期入所など緊急時の受入対応体制の確保など様々な課題があります。今後、障がいのある方及びその家族の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域拠点の整備に努めていきます。また、相談支援を中心として障がいのある方等が、学校からの卒業、就職などの生活環境の変化の機会にあわせて支援が途切れることがないように中長期的視点に立って継続した支援を進めていきます。

精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神障がいのある方（発達障がい及び高次脳障がいを含む）が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための体制づくりに努めます。

各施策の取組

(1) 地域生活支援の充実（地域生活支援事業）

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------|--|------------------|
| 65 | 地域生活支援拠点の整備 | 地域生活支援の拠点づくりとして、地域にある社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。 | 障害福祉課 |
| 66 | 相談支援事業 | 障がい者福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある方、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。また、既に設置されている大里地域自立支援協議会を運営し、問題事例の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。 | 障害福祉課 |
| 67 | 成年後見制度の普及 [再掲(26)] | 高齢者や知的障がい者、精神障がい者で判断能力が十分でない方を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図り、相談体制の拡充など、制度の利用を促進するための体制を整備します。 | 長寿いきがい課 障害福祉課 |
| 68 | コミュニケーション支援事業 [再掲(18)] | 引き続き、聴覚障がいのある方の社会参加と福祉の増進を図るため、手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を行い、意思疎通の支援に努めます。 | 障害福祉課 |
| 69 | 日常生活用具給付等事業 [再掲(119)] | 重度障がいのある方に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。 | 障害福祉課 |
| 70 | 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を実現するための外出について支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 71 | 地域活動支援センター事業 | 障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。 | 障害福祉課 |

| | | | |
|----|------------------------------------|--|-------|
| 72 | 訪問入浴サービス事業 | 家庭での入浴が困難な身体障がいのある方の居宅に、簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。 | 障害福祉課 |
| 73 | 知的障がい者職親委託制度 | 知的障がいのある方の更生援護に理解を有する個人事業主等が、障がいのある方を預かり、生活指導や技能習得訓練等を行います。 | 障害福祉課 |
| 74 | 日中一時支援事業 | 日中、障がいのある方や子どもを障害福祉サービス事業所や地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労や休息を支援します。 | 障害福祉課 |
| 75 | 芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展） 〔再掲（138）〕 | 障がいのある方が生きがいづくりが行えるように、芸術・文化活動を振興し、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。また、障がいのない方が障がいのある方に対する関心と理解を深めるための環境整備や必要な支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 76 | 点字・声の広報等発行事業 | 文字による情報入手が困難な方のために、「市報くまがや」の点訳、音声訳等わかりやすい方法により、障がいのある方が地域生活を送る上で、必要度の高い情報等を定期的に提供します。 | 広報広聴課 |
| 77 | 奉仕員養成研修事業 | 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成研修を行います。 | 障害福祉課 |
| 78 | 自動車運転免許取得費・改造費補助事業 | 身体障がいのある方が就労等に伴い、自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする場合に費用の一部を助成します。 | 障害福祉課 |

（2） 機能訓練対策の推進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------|---|-------|
| 79 | 機能訓練の充実 | 介護保険制度の改正により、機能訓練は地域支援事業として取り組んでいます。地域支援事業との連携を図り、生活機能低下・生活環境上の問題等の改善に努め、自立支援を推進していきます。また、医療機関、介護保険施設や県の「総合リハビリテーションセンター」を始め、高度なリハビリテーションを行う専門機関と連携し、障がいの軽減や二次的障がいの予防に努めます。 | 障害福祉課 |

(3) 医療環境の充実

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------------|--|----------------------|
| 80 | 地域ケア体制の整備 | 障がいのある方や介護者が生活しやすいよう、大里地域自立支援協議会において事業所連絡会を設置し、連携を深め地域のケア体制の整備・充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| 81 | 医療体制の充実 | 救急医療体制を確保するため、関係機関と連携し、救急患者の受入れなど、適切な救急医療が受けられるよう体制の確保と充実を図ります。 | 健康づくり課 障害福祉課 |
| 82 | 在宅医療体制の充実 | 訪問看護事業所の協力を得ながら、在宅医療体制の充実を図ります。また、歯科訪問診療体制の充実を図ります。 | 健康づくり課 長寿いきがい課 |
| 83 | がんや生活習慣病の早期発見・早期治療 | 生活習慣病予防の普及啓発を図るとともに、各種検診、健康相談等の保健サービスの充実を図り、市民の健康づくりを推進します。 | 熊谷保健センター 母子健康センター |
| 84 | 精神疾患の早期発見予防 | 心の健康に問題が生じている本人やその家族、関係者を対象とした「こころの健康・ひきこもり相談」を定期的開設し、問題点の整理や心理的負担の軽減を図るとともに精神疾患の早期発見・早期治療につなげられるよう関係部署・関係機関との連携に努めます。また、インターネットで手軽にストレス度や必要な相談機関の案内を表示するシステム「こころの体温計」の利用について、広く周知します。 | 熊谷保健センター |
| 85 | 自立支援医療の促進 | 自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成されています。 自立支援医療の周知に力を入れ、その円滑な利用を進めます。 | 障害福祉課 |
| 86 | 重度心身障害者医療費助成制度の推進 | 心身に重度の障がいのある方が病院などで診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費負担の一部負担額（自己負担分）を助成します。 | 障害福祉課 |

(4) 地域移行・定着の推進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------|---|-------------------|
| 87 | 地域移行・定着の推進 | 施設入所している精神障がいのある方の地域移行・定着を進めるため、障がいについての正しい理解の普及啓発を行います。また、家族や医療機関、相談支援事業所等と連携し、社会資源等を有効活用しながら地域で暮らせるよう支援します。 | 熊谷保健センター 障害福祉課 |

4 住宅環境の整備

現状と課題

障がいのある方が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るには、障がいのある方だけでなく、介護者の負担を軽減できるよう住宅環境の整備が必要となります。これまでも、障がいのある方の日常生活に適するように住居の整備を促進してきました。引き続き住宅環境の整備を支援します。

各施策の取組

(1) 住宅環境の整備促進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------|---|------------------|
| 88 | 重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進 | 下肢又は体幹機能障がい等を有する障害等級2級以上の方を対象に、居宅改善の資金を援助します。 | 障害福祉課 |
| 89 | 高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進 | 高齢者と障がい者を対象に、居住する住宅の整備について、資金の貸付を行います。 | 長寿いきがい課 障害福祉課 |
| 90 | 障がいのある方に配慮した市営住宅の整備 | 本市には現在、6団地786戸の市営住宅がありますが、一部の市営住宅では、高齢者及び車いす用住宅としてエレベーターの設置、車いす対応の浴室、玄関の引戸、台所の高さ調整機能付流し台、手すりの設置等を整備しています。また、市営住宅を長期的に使用し、ライフサイクルコストを縮減するため平成23年2月に「熊谷市営住宅等長寿命化計画」を策定し、令和2年度に新たな計画を作成しました。今後も、高齢者及び車いす利用者等に配慮した住宅の整備に努めます。 | 営繕課 |

基本方針 3 すこやかに育むまちづくり

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、障がい児通所支援などの専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族（以下「障がい児等」という。）に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

1 地域支援体制の構築

現状と課題

障害児通所支援事業所等における障がい児等に対する支援について、障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供することが必要です。

引き続き、地域における支援体制の整備に努めます。

各施策の取組

（1）地域支援体制の構築

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------|--|-------|
| 91 | 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 92 | 医療型児童発達支援 | 児童発達支援及び治療を行います。 | 障害福祉課 |
| 93 | 居宅訪問型児童発達支援 | 児童発達支援の障がい児の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与など支援を行います。 | 障害福祉課 |

| | | | |
|----|------------|---|----------------|
| 94 | 放課後等デイサービス | 授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。 | 障害福祉課 学校教育課 |
|----|------------|---|----------------|

2 保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援

現状と課題

障がい児の早期発見及び支援並びに健全な育成を進めていくため、母子健康センターや熊谷保健所と緊密な連携を図るとともに、保育課、こども課など子育て支援担当部局、健康づくり課、保健センターなど保健医療担当部局、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）、民間の障害児通所支援事業所等、さまざまな子育て支援事業者と連携を図ってまいります。

さらに、就学時及び卒業時においても、支援が円滑に引き継がれるように、学校、障害児通所支援事業所等、障害児入所施設、障害児相談支援事業所及び就労移行支援施設、就労継続支援A型及びB型施設（以下「就労移行支援事業所等」という。）などが緊密な連携を図ることに努めます。

各施策の取組

(1) 健康診査の充実

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------------------|--|----------|
| 95 | 疾病や発育発達上の遅れがある乳幼児の早期発見・早期治療・早期療育 | 乳幼児健診やその他の事業を通して、疾病や発育発達上心配がある乳幼児を早期発見し、医療に繋げ、専門職による助言等の支援を行います。 | 母子健康センター |

(2) 地域療育体制の整備

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|--|----------|
| 96 | 乳幼児の療育相談体制の充実 | 障がいにより療育が必要な乳幼児を持つ保護者に対して、訪問や面接を行い療育相談の充実を図ります。 | 母子健康センター |
| 97 | 障がいのある子どもの療育相談の充実 | 「あかしあ育成園」において、障がいのある子どもや発達に遅れのある子ども、また疾病を原因として長期にわたり療養を必要とする子どもの保護者に対して、療育相談や障がいのある子どもの親が抱えているさまざまな悩みの専門相談を行います。 | 保育課 |
| 98 | 機能訓練・保育の充実 | 「あかしあ育成園」において、未就学の心身に障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、理学療法士による機能訓練を行います。また、併せて保護者にも訓練の方法、子どもへの対処の仕方を指導するなど、さまざまな保育を通して、日常生活能力の向上や集団生活への適応の指導を行います。 | 保育課 |
| 99 | 「あかしあ育成園」の施設整備の充実 | 心身障害児通園施設として、「あかしあ育成園」の施設整備と機能整備の充実を図ります。 | 保育課 |

| | | | |
|-----|---------------------------------------|---|-----------------------|
| 100 | 障がいのある子どもの保育の充実 | 市内全ての公立・民間保育所で、集団保育が可能な障がいのある子どもを受け入れる統合保育を実施しています。関係機関と連携を図りながら、子ども一人一人に応じた保育が展開できるよう努めます。 | 保育課 |
| 101 | 保育所等訪問支援サービスの提供体制の確保 | 障がいのある子どもが集団生活に適応していくための支援として、訪問支援員を派遣するとともに、訪問施設等の受入体制の確保に努めます。 | 障害福祉課 保育課 学校教育課 |
| 102 | 発達障がい児等に関する支援 | 地域の支援機関等（保育所や障害福祉サービス事業所等）と連携し、支援効果のあるペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による支援の確保に努めます。 ※ペアレントプログラム：育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。 | 障害福祉課 |
| 103 | 重症心身障がい児や医療的ケア児への支援体制の確保 [再掲（115）] | 医療的ケア児等コーディネーターや医療的ケア児・重症心身障害児支援者連絡会等と連携・協議し、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援体制の充実に努めます。 | 障害福祉課 |
| 104 | 児童発達支援センターによる相談支援 [再掲（117）] | 発育・発達に不安や心配のある児童及びその家族への相談支援やピアカウンセリング機能を持つ「児童発達支援センター」について、実施事業所と連携し、利用体制の整備に努めます。 | 障害福祉課 |

（3）就学前教育の充実

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------|--|-------|
| 105 | 幼稚園における障がいのある幼児の受け入れの促進 | 障がいのある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細やかな支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人とのかかわりを広げることも大切です。受け入れを促進するために、早期からの相談活動の充実と、学習環境の整備を図ります。 | 学校教育課 |

(4) 学校教育の充実

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------|---|-------|
| 106 | 就学・教育相談の充実 | 就学相談や教育相談において、障がいのある幼児・児童・生徒の障がいの特性を的確に把握し、保護者に通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の教育課程（学習内容等）の情報提供をするとともに、本人・保護者と合意形成が図れるよう、指導・助言をしています。早期から相談に応じ、一人一人に適した教育が受けられるよう、就学相談など活動の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 107 | 特別支援教育の充実 | 小・中学校の特別支援学級では、知的障がいや自閉症・情緒障がいなどのある児童・生徒一人一人の障がいの状態や適性に応じて指導する教育課程の編成や個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成して指導・支援しています。障がいのある児童・生徒が可能な限り積極的に社会に参加し、自立できるよう、継続して特別支援学級の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 108 | 交流及び共同学習の推進 | 障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒と一緒に学習に取り組むことや学校生活を送ること等、お互いにふれあう機会を設けることは、双方にとって、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。現在、小・中学校における通常の学級と特別支援学級、あるいは特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習などが行われています。障がいのある児童・生徒の経験を広げ、社会性を養い、好ましい人間関係を養う、より幅広い交流及び共同学習の実践を推進します。 また、授業においてタブレット端末の活用等により、難聴や弱視の子ども達の支援に努めます。 | 学校教育課 |

| | | | |
|-----|-----------------|--|-------|
| 109 | インクルーシブ教育の推進 | 共生社会の実現のためには、障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒が同じ場で学ぶことが大切です。そのために、就学相談や教育相談の充実を図りながら、一人一人の「合理的配慮」に基づいた指導・支援に取り組みます。また、個別の教育的ニーズに応じるため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性のある「多様な学びの場」の整備、充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 110 | 通級による指導の充実 | きこえやことばに課題がある児童・生徒の指導・支援のために熊谷西小学校内に難聴・言語障がい通級指導教室を、また、学習面や行動面に課題がある児童・生徒の指導・支援のために、熊谷西小・石原小・吉岡小・三尻小・妻沼小・富士見中・三尻中・妻沼東中内に、発達障がい・情緒障がい通級指導教室を設置し、一人一人の課題に応じた個別指導を進めることによって、その子の能力を最大限に発揮できるように努めます。通級を利用する児童生徒の在籍学級担任と連携を図りながら、一人一人を見守り、その力を伸ばすよう努めます。 | 学校教育課 |
| 111 | 学童保育の充実 | 市立児童クラブ、民間学童クラブでは、集団保育が可能な障がいのある子どもの受け入れをします。安心、安全な保育に配慮し、障がいのある子どもの受け入れを継続します。 | 保育課 |
| 112 | 学校施設のバリアフリー化の推進 | 市内の小・中学校に通う障がいのある児童・生徒が、校内で快適に過ごせるように、通学児童生徒のいる学校を対象に校舎階段の手すり、車いす用昇降車、多目的トイレ、スロープ等を設置し、学校施設の環境整備を進め、バリアフリー化の推進に努めます。 | 教育総務課 |
| 113 | 巡回支援専門員による支援 | 小中学校等を訪問し、障がいのない児童・生徒との集団生活適応のための専門的な支援を行います。 | 学校教育課 |

3 地域社会への参加の推進

現状と課題

障害児通所支援事業所等が行う保育所等訪問支援を活用し、保育所、幼稚園、小学校及び特別支援学校などが育ちの場として協力できるよう、障がいのある子どもの地域社会への参加の推進を図ることに努めます。

各施策の取組

(1) 地域社会への参加の推進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------|--|-------|
| 114 | 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活適応のための専門的な支援を行います。 | 障害福祉課 |

4 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備

現状と課題

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度の行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児など、特別な支援が必要な障がい児が、身近な地域にある障害児通所支援事業所等における適切な支援やサービスが受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら支援体制の充実に努めます。

また、常時介護や医療的ケアの必要な障がい児の介護を行う家族への負担軽減のためレスパイトケア^{※1}を支援します。虐待を受けた障がい児に対しては、状況に応じたきめ細やかな支援を行うように努めます。

※1 「レスパイトケア」は、介護者が一時的に介護から解放されるよう休息をとるためのサービスをいいます。

各施策の取組

(1) 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---|---|-------|
| 115 | 重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の確保 [再掲 (103)] | 医療的ケア児等コーディネーターや、医療的ケア児・重症心身障害児支援者連絡会等と連携・協議し、支援体制の充実に努めます。 | 障害福祉課 |
| 116 | 重症心身障がい児や医療的ケア児を介護する家族のためのレスパイトケア | 常時介護や医療的ケアの必要な障がい児の介護を行う家族への負担軽減のためのレスパイトケアを支援します。 | 障害福祉課 |

5 障がい児相談支援の提供体制の確保

現状と課題

障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から当該児及びその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたり関係機関をつなぐ中心として、質の確保及びその向上に努めます。

各施策の取組

(1) 障がい児相談支援の提供体制の確保

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---|---|-------|
| 117 | 熊谷市児童発達支援センターや障害児相談支援事業所による相談支援 [再掲 (104)] | 発育・発達に不安や心配のある児童とその家族への相談支援やピアカウンセリング機能を持つ「熊谷市児童発達支援センター」及び児童のモニタリングを行う障害児相談支援事業所の専門員による、きめ細かい支援を行います。早期からの相談活動の充実と、学習環境の整備を図ります。 | 障害福祉課 |
| 118 | 障害児通所支援事業所による育児相談支援 | 障害児通所支援事業所による障がい児への生活訓練などの支援とともに、保護者への育児相談支援も行います。 | 障害福祉課 |

6 経済的支援

現状と課題

障がい児の身体の障がいを補い日常生活を容易にするために必要な補装具の購入や、修理、借受けに対する費用の公費負担を行っているほか、重度障がい児の生活上の便宜を図るために必要な日常生活用具の購入に要した費用の公費負担を行っています。

また、障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の発育を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成しています。

各施策の取組

(1) 経済的支援

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------------------|--|-------|
| 119 | 補装具費支給事業・日常生活用具給付等事業 [再掲(53・69)] | 障がい児の身体の障がいを補い日常生活を容易にするために必要な補装具の購入や、修理、借受けに対する費用を援助する補装具費支給事業や、重度障がい児の生活上の便宜を図るために必要な日常生活用具の購入に要した費用を援助する日常生活用具給付等事業を引き続き行います。 | 障害福祉課 |
| 120 | 補聴器購入助成 | 障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の発育を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。 | 障害福祉課 |

基本方針4 生きがいのあるまちづくり

障がいのある方が生きがいを持ちながら社会で暮らしていくために、就労の場を確保できるための支援を行うとともに、スポーツ、文化、芸術活動など様々なイベント等に参加できるように社会基盤の整備を行い、生きがいのあるまちづくりを進めます。

1 就労の場の確保

現状と課題

就労は、収入を得るだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながり、障がいのある方が地域で自立して生活していくためには、非常に大切なことです。これまでも、障がいのある方がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方には、障害者就労支援センターを通じて支援してきました。また、一般就労をすることが困難な方に対しては、就労移行支援、就労継続支援等の利用促進を図り、障がいの程度や適性に応じた能力を開発する訓練を行い、一般就労をした方に対しては、就労定着支援で企業を含めた連絡体制を確保し、緊急事態等に必要な支援を行ってきました。引き続き適正に就労の場が確保できるように支援すると同時に、就労先に定着できるように支援を進めます。

また、雇用主に対しては、障害者雇用促進法に基づき、短時間労働など障がいのある方が働きやすい労働環境の整備について促進を図ります。

各施策の取組

(1) 一般就労の支援

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------------------------|--|--------|
| 121 | 雇用の場の拡大 | 障がいのある方の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワーク等との連携を図り、事業主へ働きかけを行います。また、障がい者雇用の啓発活動を行い、障がいのある方が働きやすい職場環境づくりを推進します。 | 商工業振興課 |
| 122 | 就労支援施策の推進 | 障がいのある方が、生きがいを持って生活できるよう、就労全般にわたって障がいのある方、その家族、事業主等からの相談に応じ、能力開発から就労まで一貫して支援するため、障害者就労支援センターを設置しています。引き続き障がいのある方の就労へ向けた支援の充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| 123 | 就労移行支援 [再掲 (45)] | 一般企業等への就労を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | 障害福祉課 |
| 124 | 就労定着支援 [再掲 (46)] | 一般就労へ移行した方に対し、相談支援や企業訪問を行い、就労定着のための課題の把握と関係機関との連絡調整、課題解決に向けた支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 125 | 就労継続支援 (A型・B型) [再掲 (47)] | 一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | 障害福祉課 |

(2) 障がい者雇用の促進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|--|-----------------|
| 126 | 職員採用の推進 | 令和元年6月1日現在、市職員の障がいのある方の雇用状況は、地方公共団体の法定雇用率2.5%を達成しています。 引き続き、障がいのある方が定着して活躍できるよう、計画的な採用に努めます。 | 職員課 |
| 127 | 市内企業への雇用促進及び啓発 | 一人でも多くの障がいのある方が雇用されるよう、熊谷地区雇用対策協議会、ハローワークなどの関係機関と連携をとりながら、事業主の研修会等を通じて障がい者雇用促進のための啓発活動及びPR活動を進めます。 | 商工業振興課 |
| 128 | 障害者就労支援事業所からの物品調達促進 | 障害者優先調達推進法に基づき、市では、「熊谷市障害者優先調達推進方針」を策定し、それを公表することにより障害者就労支援事業所等から優先的に物品を購入するよう促進します。 | 障害福祉課 |
| 129 | 労働環境の整備促進 | 障害者雇用促進法に基づき、雇用者に対し、短時間労働など障がいのある方が働きやすい労働環境の整備について促進を図ります。 | 商工業振興課 障害福祉課 |

2 社会参加の促進

現状と課題

障がいのある方にとって、文化活動やスポーツ活動、障がいのない人との交流は、健康づくりや生きがいづくりに役立つばかりでなく、人間として成長するために非常に重要なことです。これまでも、障がいのある方が気軽にイベント等に参加できるように社会的条件を整え、支援に努めてきましたが、十分とは言えません。引き続き社会参加を促進するように支援を進めます。

各施策の取組

(1) 社会参加への支援

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|---------|
| 130 | 社会参加への支援 | 在宅の障がいのある方の自立と社会参加を進めるため、障がいのある方が利用しやすい手話通訳者・要約筆記者の派遣制度の充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| 131 | 交流ふれあい活動の推進 | 障がいのある方をはじめ、多くの市民が参加し、気軽に楽しむことができる社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」事業を支援し、交流・ふれあい活動を推進します。 | 障害福祉課 |
| 132 | 障がいのある方に配慮した選挙の実施 | 郵便投票制度の周知や投票所にスロープを設置するなど、障がいのある方が投票しやすい投票環境の整備を図り、選挙情報の配信についても、配慮に努めます。 | 選挙管理委員会 |

(2) 文化・スポーツ活動への支援

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------|--|------------------|
| 133 | 市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進 | 本市が主催するイベントに、障がいのある方のみならず誰もが参加しやすいよう、会場整備の配慮に努めます。 | 関係課 障害福祉課 |
| 134 | スポーツ大会の支援 | 障がいのある人が、各種のスポーツ大会などに参加し、楽しむことができるよう支援します。 | スポーツ観光課 障害福祉課 |
| 135 | 障がい者スポーツの推進 | 東京オリンピック、パラリンピックの開催を契機として、障がい者スポーツの推進を図り、障がいのある方がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、その活動を支援します。 また、障がい者スポーツを推進するにあたって、ボランティアの協力を働きかけます。 | スポーツ観光課 障害福祉課 |

| | | | |
|-----|-------------------------------|---|----------------|
| 136 | 文化活動支援 | 障がい者団体の文化活動に対して、広報や情報提供などにより、障がいのある方が積極的に文化活動に参加できるよう支援します。 | 社会教育課 障害福祉課 |
| 137 | 芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）〔再掲（75）〕 | 障がいのある方が生きがいづくりが行えるように、芸術・文化活動を振興し、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。また、障がいのない方が障がいのある方に対する関心と理解を深めるための環境の整備や必要な支援を行います。 | 障害福祉課 |

（3）社会教育の充実

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------|---|-------|
| 138 | 生涯学習講座の充実 | 「障がい者青年学級」について、広報するとともに運営費を助成し、活動を支援しています。また、情報を得にくい聴覚障がいのある方を対象に「ろう者のための社会教養講座」を設け、世界各地の歴史や文化にふれた情報を提供したり、社会で活躍している聴覚障がいのある方から学ぶ機会を提供しています。引き続き障がいのある方の生涯学習講座を充実します。 | 社会教育課 |

基本方針5 安心・安全なまちづくり

障がいのある方が地域の中で安全で快適に生活していくために、社会にある様々な障壁（バリア）について、バリアフリー化を目指し、ハード面のみならず、防犯、防災など地域体制づくりを含め整備を行い、安心・安全なまちづくりを進めます。

1 みんなにやさしいまちづくり

現状と課題

社会には、障がいのある方が地域の中で安全で快適に生活していく上で、様々な障壁（バリア）が存在します。これまでも、高齢者や障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、様々なバリアフリー化が行われてきました。しかしながら、障がいのある方が安全・安心に暮らしていくためには、十分とは言えません。平成18年に施行され、令和2年に改正された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、道路、公園、公共交通機関、官公庁施設等を含む全ての生活関連施設において、高齢者や障がいのある方、妊産婦、けが人など全ての方が利用しやすい施設になるようなハード面を整備するとともに、バリアフリーに対する広報・啓発、教育、市民活動の支援等、心のバリアフリーに向けた取組を進め、あらゆる人々が利用しやすい生活環境をつくるために、ユニバーサルデザインの考え方が形となった、ユニバーサル社会の実現を目指します。

各施策の取組

(1) 生活空間の整備

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------|--|---|
| 139 | 住みやすいまちづくりの総合的推進 | まちづくりは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての人が、安全で住みやすい環境を実感できるように進めなければなりません。歩きやすい歩道の整備や公共交通機関等との連携、多機能トイレやわかりやすい案内表示の整備促進など、環境の総合的な整備が必要です。全ての市民に安全で快適なユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進します。 | 都市計画課 |
| 140 | 歩道の整備 | 歩道は、移動空間として重要なため、新たに整備を行う歩道については、段差解消など障がいのある方などに配慮した歩道整備を推進します。また、既設歩道についても、市民の要望を踏まえながら、計画的に改善を図ります。 | 維持課 道路課 |
| 141 | 交通環境の整備 | 安全で歩きやすい歩行空間を確保するため、UDブロックの整備や自転車通行環境整備を行い、バリアフリー化を推進します。また、駅周辺を中心に、通行の妨げとならないよう放置自転車や違法看板等の撤去や啓発活動を実施し、市営本町駐車場に障がいのある方などの優先利用できるスペースを確保するなど、快適な交通環境の整備に努めます。 | 安心安全課 商工業振興課 都市計画課 管理課 道路課 維持課 |
| 142 | バリアフリーの商店街づくりの推進 | 障がい者、高齢者、児童などが安心して買い物を楽しめるように、ドアの改善などのハード面、陳列表示、販売方法などのソフト面の充実を各商店街に働きかけます。 | 都市計画課 商工業振興課 |

(2) 公共建築物の整備

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|--|-------------------|
| 143 | 公共施設のバリアフリー化の推進 | 利用しやすい公共施設にするため、ゆとりのあるエレベーター、多機能トイレ、スロープなどを設置し、バリアフリー化をするとともに、バリアフリー設備の情報の公開に努めます。 | 都市計画課 全市有施設所管課 |
| 144 | 交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進 | 交通の要であるターミナル施設について、視覚障がいのある方にもわかりやすい案内の整備やエレベーター、スロープの整備などを関係機関に働きかけます。 | 企画課 都市計画課 |

(3) 理解の促進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------|---|----------------|
| 145 | 心のバリアフリーの普及啓発〔再掲(14)〕 | 点字ブロック上への放置自転車など、せつかくの施設・設備も周囲の人も含めて理解がなければ、新たなバリアを生み出しかねません。バリアフリー化をより効果的なものとし、配慮や手助けに関して理解を深めるため、障がい当事者が講師となり講義する「心のバリアフリー教室」を設定し、普及啓発を推進します。 | 都市計画課 障害福祉課 |
| 146 | 市民宅配講座への講師派遣 | 市政宅配講座において、講座メニュー「よくわかる障害福祉制度」と「ろう者のことを知って、手話で挨拶しよう」を開設しています。市民の方の申し込みにより、講師を派遣し、障がいのある方への理解の促進を図ります。 | 障害福祉課 |

2 移動しやすい環境の整備

現状と課題

自由に移動できなければ、暮らしの幅が限られたものになります。これまでも障がいのある方の日常生活や社会参加を容易にし、生活領域の拡大を図るため、環境の整備に努めてきましたが、十分とは言えません。引き続き移動しやすい環境の整備を進めます。

各施策の取組

(1) 交通機関の利用促進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------|--|--------------|
| 147 | 人にやさしいバスの整備要請 | 障がいのある方のみならず、誰もが利用しやすいバスにするため、バス車両のバリアフリー化を推進し、わかりやすい案内表示装置や音声案内の導入などを関係機関に働きかけます。 | 企画課 都市計画課 |

(2) 移動手段・外出支援の充実

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------------------|---|-------|
| 148 | 福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲 (61)] | 重度の身体障がい及び知的障がいのある方に、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成により外出時の移動にかかる費用の一部を支援します。 | 障害福祉課 |
| 149 | 移動支援事業 [再掲 (70)] | 屋外での移動が困難な障がいのある方の社会参加を実現するための外出について支援します。 | 障害福祉課 |
| 150 | コミュニティーバスによる移動支援 | 介添え者も含め、ゆうゆうバスに無料で乗車できる支援をします。 | 企画課 |

| | | | |
|-----|-------------------------------|---|-------|
| 151 | 障害児・者生活サポート事業の推進 [再掲 (54)] | 障がいのある方や子どもの家族等の介護負担の軽減と生活を支援するため、一時預かり、送迎サービス、外出援助などを行います。実情を考慮し、サービスの推進を図ります。 | 障害福祉課 |
| 152 | 福祉有償運送の推進 | 安全な福祉有償運送を推進するため、大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会の活動を支援します。 | 障害福祉課 |

3 安全な暮らしの確保

現状と課題

援護が必要な障がいのある方に対する犯罪や事故の防止、災害発生時における避難支援に積極的に取り組む必要があります。これまでも、防犯に関する啓発活動や、災害時への備えとしての地域体制づくりとして、要支援者名簿等を通して地域住民への周知や啓発、福祉関係団体等に対しては、災害対応への意識啓発や、避難確保計画の策定、協定福祉避難所の増加などを通して連携・協議等に努めてまいりましたが、まだ十分とは言えません。本市として「公助」の充実に向け、取組を進めてまいります。

各施策の取組

(1) 地域の防災対策の推進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|--|---------------------------|
| 153 | 避難行動要支援者避難支援計画の充実 | 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、個人のプライバシーに十分配慮しつつ、災害時に自力で避難できないなど、援護を必要とする方の名簿を作成しました。プライバシーに配慮しながら、障がいのある方の所在や状況などの把握に努め、民生委員・児童委員や自治会、地域の自主防災組織の協力関係を築き、障がい特性に応じた情報伝達、避難誘導等の対応ができるよう努めます。 | 生活福祉課 長寿いきがい課 障害福祉課 |

| | | | |
|------------|--------------------------------|---|---|
| <p>154</p> | <p>緊急時のヘルプマークやヘルプカード等の活用周知</p> | <p>災害時や日常生活の中で困った時に、障がいや難病のある方が、周囲の方に支援を求めるため、県が作成している「ヘルプマーク」や市作成の「ヘルプカード」について、配布・活用を促進し、市民の方へ周知・理解に努めます。</p>  <p>ヘルプマーク ヘルプカード ※どちらも障害福祉課で配布しています</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>155</p> | <p>防災知識の普及・啓発</p> | <p>広報紙などにより、災害時における障がいのある方の援助に関する知識の普及・啓発に努めます。また、地域での障がいのある方を支援する自主防災組織や防災に関するボランティアの育成と併せ、地域の防災訓練に障がいのある方が参加しやすい体制づくりを促進します。</p> | <p>危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課</p> |
| <p>156</p> | <p>災害情報伝達体制の整備</p> | <p>在宅の障がいのある方に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、多様な情報伝達手段を調査研究し、災害情報伝達体制の整備に努めます。</p> | <p>危機管理課 障害福祉課 警防課</p> |
| <p>157</p> | <p>障がいのある方に配慮した防災基盤の整備</p> | <p>ハザードマップの整備や、各施設等において、わかりやすい案内板を設置するなど、障がいのある方に配慮した防災基盤の整備の推進を図ります。</p> | <p>都市計画課 危機管理課</p> |
| <p>158</p> | <p>障がいのある方に対する健康管理</p> | <p>災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障がいのある方や難病患者の心身に大きな影響をもたらすため、それぞれの障がいに配慮した健康管理が必要です。在宅療養者には巡回相談などを行います。また、保健所、医療機関と協議し、必要な体制づくりに努めます。</p> | <p>健康づくり課 熊谷保健センター 母子健康センター 障害福祉課</p> |
| <p>159</p> | <p>障がいのある方への情報提供・相談支援</p> | <p>災害情報や避難情報を配信するにあたり、文字による伝達である「メルくま」による情報伝達や県及びNHK、テレビ埼玉、FM NACK 5、FMクマガヤ等放送事業者と連携し、視聴覚障がいのある方に対しての文字や音声放送等による広報など要配慮者への対策を積極的に行います。</p> | <p>広報広聴課</p> |

| | | | |
|-----|----------------|--|----------------|
| 160 | 災害時ボランティア人材の育成 | 災害時ボランティア及び福祉ボランティアの応援体制の充実を図るため、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と協力・連携し、人材の育成に努めます。 | 生活福祉課 障害福祉課 |
|-----|----------------|--|----------------|

(2) 施設の防災対策の推進

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------|--|----------------------------------|
| 161 | 防災計画の策定 | 福祉施設は、入所者や利用者の安全な避難を確保するため、防災計画が必要です。災害発生時の職員の任務分担・動員体制などの防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織などとの連携について、防災計画を策定するよう、施設管理者に対して指導します。 | 危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課 |
| 162 | 防災教育・防災訓練の実施 | 災害時に防災計画が有効に機能するためには、施設ごとの入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の実施を促すとともにその充実を図るよう働きかけます。また、施設管理者や職員に対し、講習会を行うなどして総合的な防災力の向上を図ります。 | 警防課 |
| 163 | 施設・設備の整備・充実 | 施設や設備が災害時に機能を生かせるよう、それらの定期的な整備・充実・点検の実施を施設管理者に対し指導します。 | 警防課 |
| 164 | 社会福祉施設と地域の連携 | 災害時に速やかに避難するためには、施設関係者だけでなく、地域の協力が欠かせません。普段から、災害時を想定した地域の自主防災組織や事業所などとの連携体制の整備に努めるよう施設管理者に対して働きかけます。 | 危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課 |

| | | | |
|-----|------------------------|---|---------------------------|
| 165 | 被災した在宅の障がいのある方の受入体制の整備 | 災害時、施設管理者に対し、在宅の重度障がいのある方や寝たきりの高齢者の受入体制の整備を進めるよう働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障がいのある方に対しては、関係機関や事業者と連携を図り、補装具、日常生活用具、ガイドヘルパー、手話通訳などについて、適切な対応がとれるよう努めます。 | 障害福祉課 |
| 166 | 福祉避難所の体制整備 | 災害時に避難勧告又は避難指示等が出された場合、避難行動要支援者等を含めた市民は、避難所へ避難することになります。避難所では要配慮者専用スペース等を適切な場所に設置するなど要配慮者の避難生活に配慮することになっていきますが、これら避難所において避難生活を送ることが困難な特別な支援を必要とする方を対象に、福祉避難所を開設します。市では、高齢者施設や障がい者施設などを福祉避難所として指定し、環境の整備を図ります。 | 危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 |

(3) 安心して生活できる環境づくり

| No. | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------|--|-------|
| 167 | 交通安全知識の普及・啓発 | 交通事故を防止するため、交通安全教室の開催や広報活動を実施するなど、交通安全知識の普及・啓発に努めます。 | 安心安全課 |
| 168 | 防犯知識の普及・啓発 | 防犯教室等を開催し、犯罪に応じた防犯指導や広報活動を実施し、防犯知識の普及・啓発に努めます。 | 安心安全課 |
| 169 | 防犯と安全対策の充実 | 地域や関係機関における支援体制づくりを推進し、日常における障がいのある方への犯罪被害防止と緊急時の安全を確保するための支援施策の充実に努めます。 | 安心安全課 |

第 6 章 計画期間における目標及び見込量

1 施策体系ごとの数値目標等

ここでは、本計画における今後3年間において達成すべき成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき活動指標（見込量）を施策体系ごとに定め、各施策を効果的に取り組んでまいります。

基本方針1 心かようやさしいまちづくり

| 施策番号 | 項目 | 数値目標等 |
|------|----------------------------|-----------------------------|
| 14 | 心のバリアフリー教室開催団体数 (学校を含む) | 【令和元年度】 16団体 → 【令和5年度】 20団体 |
| 23 | ボランティア養成講座開催回数 | 【令和元年度】 8回 → 【令和5年度】 8回 |
| 26 | 市民成年後見人養成研修終了者数 (累計) | 【令和元年度】 25名 → 【令和5年度】 50名 |

基本方針2 いきいき暮らすまちづくり

| 施策番号 | 項目 | 数値目標等 |
|------|---|--|
| 32 | 相談支援センター相談支援件数 | 〈見込量〉 【令和元年度】 2,357件 → 【令和5年度】 2,500件 |
| 33 | 基幹相談支援センター（くまさぼ） 相談支援件数 | 〈見込量〉 【令和元年度】 1,472件 → 【令和5年度】 1,900件 |
| 33 | 〈基幹相談支援センター（くまさぼ）の 機能強化〉 相談支援事業者への指導・助言件数 | 【令和2年度】 6件 → 【令和5年度】 12件 |
| 33 | 〈基幹相談支援センター（くまさぼ）の 機能強化〉 相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 【令和2年度】 1件 → 【令和5年度】 3件 |
| 33 | 〈基幹相談支援センター（くまさぼ）の 機能強化〉 相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 【令和2年度】 20件 → 【令和5年度】 20件 |

| 施策番号 | 項目 | 数値目標等 |
|----------|-------------------------------|--|
| 53 | 補装具の支給件数 | 〈見込量〉 【令和元年度】 368件 ⇒ 【令和5年度】 380件 |
| 54 | 生活サポート利用登録者数 | 〈見込量〉 【令和元年度】 1,434人 ⇒ 【令和5年度】 1,450人 |
| 55 | 配食サービス受給者数 | 〈見込量〉 【令和元年度】 3人 ⇒ 【令和5年度】 3人 |
| 56 | 生活ホーム利用者数 | 〈見込量〉 【令和元年度】 2人 ⇒ 【令和5年度】 3人 |
| 65 | 地域生活支援拠点数 | 【令和元年度】 0施設 ⇒ 【令和5年度】 1施設 |
| 65 | 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数 | 【令和元年度】 2人 ⇒ 【令和5年度】 14人 |
| 69 88 | 日常生活用具（住宅改修費）受給件数・居宅改善整備費補助件数 | 〈見込量〉 【令和元年度】 7件 ⇒ 【令和5年度】 10件 |
| 77 | 手話講習会修了者数 | 【令和元年度】 51人 ⇒ 【令和5年度】 100人 |
| 83 | がん検診等受診者数 | 【令和元年度】 56,412件 ⇒ 【令和5年度】 76,600件 |
| 87 | 精神病床における1年以上長期入院患者数 | 【令和元年度】 165人 ⇒ 【令和5年度】 150人 |

基本方針3 すこやかに育むまちづくり

| 施策番号 | 項目 | 数値目標等 |
|------|------------------------------|---------------------------|
| 91 | 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数 | 【令和2年度】 3か所 ⇒ 【令和5年度】 4か所 |
| 94 | 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数 | 【令和2年度】 4か所 ⇒ 【令和5年度】 5か所 |

基本方針4 生きがいのあるまちづくり

| 施策番号 | 項目 | 数値目標等 |
|------|-------------------------------|--|
| 122 | 熊谷市障害者就労支援センター 相談件数 | 〈見込量〉 【令和元年度】 2,373件 ⇒ 【令和5年度】 2,400件 |
| 122 | 福祉施設から一般就労へ移行する 障害者数 | 【令和2年度】 10人 ⇒ 【令和5年度】 14人 |
| 124 | 一般就労移行者のうち 就労定着支援事業利用者数 | 【令和元年度】 2人 ⇒ 【令和5年度】 10人 |
| 124 | 就労定着支援事業所のうち8割以上の 定着率の事業所数 | 【令和元年度】 1か所 ⇒ 【令和5年度】 2か所 |
| 131 | ふれあい広場参加者数 | 【令和元年度】 約2,000 ⇒ 【令和5年度】 3,000人 |

基本方針5 安心・安全なまちづくり

| 施策番号 | 項目 | 数値目標等 |
|------|-----------------------------|--|
| 148 | 福祉タクシー登録者数・ 自動車燃料費給付登録者数 | 〈見込量〉 【令和元年度】 3,058人 ⇒ 【令和5年度】 3,070人 |

2 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

| 障害福祉サービス | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|----------------|----------|--------|--------|--------|
| 訪問系 | 居宅介護 | 利用時間（時間） | 3,058 | 3,410 | 3,801 |
| | | 利用者数（人） | 188 | 198 | 209 |
| | 重度訪問介護 | 利用時間（時間） | 6,170 | 7,016 | 7,955 |
| | | 利用者数（人） | 37 | 40 | 43 |
| | 同行援護 | 利用時間（時間） | 742 | 842 | 953 |
| | | 利用者数（人） | 42 | 45 | 48 |
| | 行動援護 | 利用時間（時間） | 152 | 181 | 213 |
| | | 利用者数（人） | 13 | 15 | 17 |
| | 計 | 利用時間（時間） | 10,122 | 11,449 | 12,922 |
| | | 利用者数（人） | 280 | 298 | 317 |
| 日中活動系 | 生活介護 | 日数（日） | 9,140 | 9,500 | 9,880 |
| | | 利用者数（人） | 457 | 475 | 494 |
| | 自立訓練 （機能訓練） | 日数（日） | 10 | 10 | 15 |
| | | 利用者数（人） | 2 | 2 | 3 |
| | 自立訓練 （生活訓練） | 日数（日） | 510 | 578 | 646 |
| | | 利用者数（人） | 30 | 34 | 38 |
| | 就労移行支援 | 日数（日） | 742 | 826 | 924 |
| | | 利用者数（人） | 53 | 59 | 66 |
| | 就労継続支援 （A型） | 日数（日） | 1,254 | 1,463 | 1,710 |
| | | 利用者数（人） | 66 | 77 | 90 |
| | 就労継続支援 （B型） | 日数（日） | 6,562 | 7,089 | 7,650 |
| | | 利用者数（人） | 386 | 417 | 450 |
| | 就労定着支援 | 利用者数（人） | 6 | 9 | 12 |
| 療養介護 | 利用者数（人） | 23 | 24 | 25 | |

※利用時間、利用者数及び日数は、月平均値です。

| 障害福祉サービス | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|------------------------------------|----------|-------|-------|-------|
| 日中活動系 | 短期入所 (福祉型) | 日数(日) | 463 | 477 | 491 |
| | | 利用者数(人) | 58 | 60 | 61 |
| | 短期入所 (医療型) | 日数(日) | 52 | 59 | 65 |
| | | 利用者数(人) | 13 | 13 | 13 |
| 居住系 | 自立生活援助 | 利用者数(人) | 0 | 1 | 1 |
| | 共同生活援助 | 利用者数(人) | 210 | 227 | 245 |
| | 施設入所支援 | 利用者数(人) | 224 | 224 | 224 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 実利用者数(人) | 899 | 971 | 1,049 |
| | 地域移行支援 | 実利用者数(人) | 4 | 5 | 6 |
| | 地域定着支援 | 実利用者数(人) | 1 | 1 | 1 |
| 障害児支援 | 児童発達支援 | 日数(日) | 714 | 786 | 864 |
| | | 利用者数(人) | 119 | 131 | 144 |
| | 医療型児童発達支援 | 日数(日) | 0 | 0 | 6 |
| | | 利用者数(人) | 0 | 0 | 1 |
| | 放課後等デイサービス | 日数(日) | 3,987 | 4,186 | 4,395 |
| | | 利用者数(人) | 399 | 419 | 440 |
| | 保育所等訪問支援 | 日数(日) | 4 | 4 | 6 |
| | | 利用者数(人) | 2 | 2 | 3 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 日数(日) | 0 | 6 | 6 |
| | | 利用者数(人) | 0 | 1 | 1 |
| | 障害児相談支援 | 利用者数(人) | 240 | 250 | 260 |
| | 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数 | 人数(人) | 1 | 1 | 1 |

※日数及び利用者数は、月平均値です。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

| 事業名 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
|-----|---|--------------|--------------|--------------|----|
| 1 | 理解促進研修・啓発事業 (「心のバリアフリー教室」事業) | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | 自発的活動支援事業 (障がい者団体運営補助) | ○ | ○ | ○ | |
| 3 | 相談支援事業 | | | | |
| | ア 相談支援事業(委託事業所数) | 2 | 2 | 2 | |
| | 基幹相談支援センター | ○ | ○ | ○ | |
| | イ 基幹相談支援センター等機能強化事業 (事業所への指導助言業務) | ○ | ○ | ○ | |
| | ウ 住宅入居等支援事業 (居住サポート業務) | ○ | ○ | ○ | |
| 4 | 成年後見制度利用支援事業 (実利用見込件数) | 2件 | 2件 | 2件 | |
| 5 | 成年後見制度法人後見支援事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 6 | 意思疎通支援事業 | | | | |
| | ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (月間の人数) | 78件 | 84件 | 91件 | |
| | イ 手話通訳者設置事業 | 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会 | |
| 7 | 日常生活用具給付等事業 ※給付見込件数を記載 | | | | |
| | ア 介護・訓練支援用具 | 15 | 15 | 15 | |
| | イ 自立生活支援用具 | 34 | 36 | 39 | |
| | ウ 在宅療養等支援用具 | 55 | 55 | 55 | |
| | エ 情報・意思疎通支援用具 | 33 | 37 | 41 | |
| | オ 排泄(せつ)管理支援用具 | 5,242 | 5,452 | 5,670 | |
| | カ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 8 | 9 | 10 | |
| 8 | 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成研修修了者数(登録者数)を記載 | 13(1) | 10(1) | 10(1) | |
| 9 | 移動支援事業 ※上段に利用者数、下段に延べ利用時間数を記載(月間の件数) | 140 1,300 | 148 1,378 | 157 1,461 | |
| 10 | 地域活動支援センター (創作活動又は生産活動の機会を提供する施設) ※上段から施設数と下段は実利用者数 | 自市分 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 90 | 90 | 90 |
| | | 他市町村分 | 3 | 3 | 3 |
| | | | 3 | 3 | 3 |

※○は実施中を表しています。

(2) 任意事業

| 事業名 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--|---|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|
| | | 実施事業所数 | 利用者数 (年間実利用者数) | 実施事業所数 | 利用者数 (年間実利用者数) | 実施事業所数 | 利用者数 (年間実利用者数) |
| 1 日常生活支援事業 | | | | | | | |
| ア | 訪問入浴サービス事業 | 3 | 9 | 3 | 10 | 3 | 11 |
| イ | 生活訓練等事業 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 |
| ウ | 日中一時支援事業 | 15 | 30 | 16 | 32 | 16 | 32 |
| エ | 巡回支援専門員整備事業 ※「箇所」欄に訪問先施設（保育所・幼稚園等）数、「利用者」欄に延べ訪問回数を記載 | 79 | 635 | 79 | 635 | 79 | 635 |
| 2 知的障害者職親委託事業(件数) (個人事業主が行う生活指導や技能取得訓練) | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 社会参加促進事業 | | | | | | | |
| ア | 文化芸術活動振興事業 (障がい者作品展)参加者数 | 300 | | 300 | | 300 | |
| イ | 点字・声の広報等発行事業 | ○ | | ○ | | ○ | |

※○は実施中を表しています。

資 料

1 第2次障がい者計画施策別評価

第2次障がい者計画に位置づけた138施策について、担当課がその進捗状況について自己評価したものです。「評価」欄の記号は以下を表しています。

ア：進捗している。イ：どちらかと言えば進捗している。ウ：どちらともいえない
エ：どちらかと言えば進捗していない。オ：進捗していない。

※「担当課」につきましては、令和3年3月31日現在の行政組織名となっております。

| 基本方針 | 大項目 | 施策 | | 施策名 | 担当課 | 評価 | |
|--------------------|--------------|-------|---------------------|-----|-------------------|----------|---|
| 1 心かようやさしいまちづくり | 1 推進基盤の整備 | (1) | 障がいのある方と地域住民との交流の推進 | 1 | 地域住民との交流の推進 | 障害福祉課 | ア |
| | | (2) | 交流拠点づくり | 2 | 地域の交流拠点づくり | 障害福祉課 | イ |
| | | (3) | 情報提供体制の確立 | 3 | 障がいのある方への効果的な情報提供 | 広報広聴課 | イ |
| | | | | | | 障害福祉課 | ア |
| | | | | | | 議会事務局 | ア |
| | | | | 4 | インターネットによる情報提供 | 広報広聴課 | イ |
| | | | | | | 障害福祉課 | ア |
| | | (4) | 行政の推進体制の確立 | 5 | 庁内各課連携体制の確立 | 企画課 | ウ |
| | | | | | | 障害福祉課 | ア |
| | | | | 6 | 関係機関との連携体制の確立 | 健康づくり課 | ウ |
| | | | | | | 熊谷保健センター | イ |
| | | | | | | 母子健康センター | ウ |
| | | | | | | 障害福祉課 | ア |
| 7 | 広域行政の促進 | 障害福祉課 | ア | | | | |
| 8 | 市民の個人情報保護 | 庶務課 | ア | | | | |

| 基本方針 | 大項目 | 施策 | 施策名 | 担当課 | 評価 |
|-----------------|------------|----------------------|---------------------|-----------------------|-------|
| 1 心かようやさしいまちづくり | 2 福祉の環境づくり | (1) 理解と交流の促進 | 9 広報活動の充実 | 広報広聴課 | イ |
| | | | 10 交流環境の充実 | 市民活動推進課 | ウ |
| | | | 11 障害者週間における啓発 | 障害福祉課 | ア |
| | | | 12 知的障がいのある方への理解の推進 | 障害福祉課 | ウ |
| | | | 13 精神障がいのある方への理解の推進 | 熊谷保健センター | ウ |
| | | 障害福祉課 | | ウ | |
| | | (2) 福祉教育の充実 | 14 福祉教育の充実 | 生活福祉課 | ア |
| | | | | 保育課 | イ |
| | | | | 学校教育課 | イ |
| | | | | 社会教育課 | ウ |
| | 3 支える人づくり | (1) 人材の育成・確保 | 15 専門的人材の育成・確保 | 障害福祉課 | イ |
| | | | 16 職員研修の充実 | 職員課 | ア |
| | | (2) 市民活動の支援 | 17 ボランティア講座の充実 | 市民活動推進課 | イ |
| | | | | 生活福祉課 | イ |
| | | | 18 市民活動情報の提供 | 市民活動推進課 | イ |
| | | | | 生活福祉課 | イ |
| | 4 権利擁護の取組 | (1) 権利擁護事業の推進 | 19 権利擁護事業の普及 | 生活福祉課 | ア |
| | | | | 長寿いきがい課 | イ |
| | | | | 障害福祉課 | イ |
| | | 20 成年後見制度の普及 | 障害福祉課 | ア | |
| | | | (2) 障がいのある方への虐待防止 | 21 虐待防止センターの整備 | 障害福祉課 |
| | | (3) 障がいのある方に対する差別の解消 | | 22 相談及び紛争防止などの支援体制の整備 | 障害福祉課 |

| 基本方針 | 大項目 | 施策 | 施策名 | 担当課 | 評価 |
|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------|------------------------------|------------------|--------|
| 1 心かようやさしいまちづくり | 4 権利擁護の取組 | (3) 障がいのある方に対する差別の解消 | 23 職員対応要領の策定 | 職員課 | ア |
| | | | 24 啓発活動の推進 | 障害福祉課 | ア |
| 2 いきいき暮らすまちづくり | 1 相談体制の整備 | (1) 相談体制の整備 | 25 障害者相談支援センターの充実 | 市民活動推進課 障害福祉課 | イ ア |
| | | | 26 基幹相談支援センターの設置 | 障害福祉課 | ア |
| | | | 27 障害者差別解消法に関する相談窓口の設置 | 職員課 | ア |
| | | | | 障害福祉課 | ア |
| | | | | 消防総務課 | ア |
| | | | | 教育総務課 | ア |
| | (1) 日中活動の場の確保（訪問系サービス、日中活動系サービス） | 28 居宅介護（ホームヘルプ） | 障害福祉課 | ア | |
| | | 29 重度訪問介護 | 障害福祉課 | ア | |
| | | 30 行動援護 | 障害福祉課 | ア | |
| | | 31 同行援護 | 障害福祉課 | ア | |
| | | 32 重度障害者等包括支援 | 障害福祉課 | ウ | |
| | | 33 療養介護 | 障害福祉課 | ア | |
| | | 34 生活介護 | 障害福祉課 | ア | |
| | | 35 短期入所（ショートステイ） | 障害福祉課 | ア | |
| | | 36 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 障害福祉課 | ア | |
| | | 37 就労移行支援 | 障害福祉課 | ア | |
| | | 38 就労継続支援（A型・B型） | 障害福祉課 | ア | |
| | | 39 児童発達支援及び放課後等デイサービス | 保育課 | イ | |
| | | | 障害福祉課 | ア | |
| | | (2) 住まいの場の確保（居住系サービス） | 40 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等） | 障害福祉課 | ア |
| 41 共同生活援助（グループホーム） | 障害福祉課 | | ア | | |
| (3) 地域生活支援の充実（地域生活支援事業） | 42 相談支援事業 | 障害福祉課 | ア | | |
| | 44 コミュニケーション支援事業 | 障害福祉課 | ア | | |

| 基本方針 | 大項目 | 施策 | 施策名 | 担当課 | 評価 | |
|-----------------|---------------------|--------------------------------|--------------------------|---------------------------|-------|---|
| 2 いきいき暮らしづくり | 2 福祉サービスの充実 | (3) 地域生活支援の充実 (地域生活支援事業) | 45 | 日常生活用具給付等事業 | 障害福祉課 | ア |
| | | | 46 | 移動支援事業 | 障害福祉課 | ア |
| | | | 47 | 地域活動支援センター事業 | 障害福祉課 | ア |
| | | | 48 | 訪問入浴サービス事業 | 障害福祉課 | ア |
| | | | 49 | 知的障がい者職親委託制度 | 障害福祉課 | ウ |
| | | | 50 | 日中一時支援事業 | 障害福祉課 | ウ |
| | | | 51 | 芸術・文化講座開催等事業 (障がい者作品展) | 障害福祉課 | ア |
| | | | 52 | 点字・声の広報等発行事業 | 広報広聴課 | ア |
| | | | 53 | 奉仕員養成研修事業 | 障害福祉課 | ア |
| | | | 54 | 自動車運転免許取得費・改造費補助事業 | 障害福祉課 | ア |
| | (4) | 補装具の援助 | 55 | 補装具の援助 | 障害福祉課 | ア |
| | (5) | 各種福祉サービスの支援 | 56 | 障害児・者生活サポート事業の推進 | 障害福祉課 | ア |
| | | | 57 | 配食サービス事業の推進 | 障害福祉課 | ウ |
| | | | 58 | 生活ホーム事業の支援 | 障害福祉課 | ウ |
| | | | 59 | 外出支援マップの作成 | 企画課 | ア |
| | | | | | 都市計画課 | イ |
| | | | 60 | 緊急時通報システムの整備 | 障害福祉課 | ウ |
| | | | 61 | 難病患者に対する施策 | 障害福祉課 | ア |
| 62 | | | 障がいのある方の店への支援 | 障害福祉課 | オ | |
| (6) | 財政援助 | 63 | 福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 | 障害福祉課 | ア | |
| | | 64 | 各種軽減制度の周知 | 障害福祉課 | イ | |
| | | 65 | 年金・手当制度の周知 | 障害福祉課 | ウ | |
| 3 住宅環境の整備 | (1) 住宅環境の整備促進 | 66 | 重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進 | 障害福祉課 | ウ | |
| | | 67 | 高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進 | 長寿いきがい課 | エ | |
| | | | | 障害福祉課 | エ | |
| 68 | 障がいのある方に配慮した市営住宅の整備 | 営繕課 | イ | | | |

| 基本方針 | 大項目 | 施策 | 施策名 | 担当課 | 評価 | |
|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------------|--------------------|----------|---|
| 3 すこやかに育むまちづくり | 1 保健・療育・医療体制の整備 | (1) 健康診査の充実 | 69 | 乳幼児健康診査の充実 | 母子健康センター | ウ |
| | | | 70 | がんや生活習慣病の早期発見・早期治療 | 熊谷保健センター | ウ |
| | | | | | 母子健康センター | ウ |
| | | 71 | 精神疾患の早期発見予防 | 熊谷保健センター | エ | |
| | | (2) 地域療育体制の整備 | 72 | 乳幼児の療育相談体制の充実 | 母子健康センター | ウ |
| | | | 73 | 障がいのある子供の療育相談の充実 | 保育課 | ア |
| | | | 74 | 機能訓練・保育の充実 | 保育課 | ア |
| | | | 75 | 「あかしあ育成園」の施設整備の充実 | 保育課 | イ |
| | | | 76 | 障がいのある子供の保育の充実 | 保育課 | イ |
| | | | 77 | 障がい児・者地域療育等支援事業の検討 | 障害福祉課 | ウ |
| | | | 78 | 発達障がいのある子供の支援 | 保育課 | イ |
| | | 学校教育課 | | | イ | |
| | | (3) 機能訓練対策の推進 | 79 | 機能訓練の充実 | 障害福祉課 | イ |
| | | (4) 医療環境の充実 | 80 | 地域ケア体制の整備 | 障害福祉課 | ウ |
| | | | 81 | 医療体制の充実 | 健康づくり課 | ウ |
| | 障害福祉課 | | | | ウ | |
| | 82 | | 在宅医療体制の充実 | 健康づくり課 | ウ | |
| | | | | 長寿いきがい課 | イ | |
| | 83 | | 自立支援医療の促進 | 障害福祉課 | ア | |
| | 84 | 重度心身障害者医療費助成制度の推進 | 障害福祉課 | ア | | |
| | (5) 精神保健活動の推進 | 85 | 精神障がいのある方の地域移行・定着の推進 | 熊谷保健センター | イ | |
| 障害福祉課 | | | | ウ | | |
| 2 障がい児・者教育の充実 | (1) 就学前教育の充実 | 86 | 幼稚園における障がいのある幼児の受け入れの促進 | 学校教育課 | ウ | |
| | (2) 学校教育の充実 | 87 | 就学・教育相談の充実 | 学校教育課 | イ | |
| | | 88 | 特別支援教育の充実 | 学校教育課 | イ | |
| | | 89 | 交流及び共同学習の推進 | 学校教育課 | イ | |

| 基本方針 | 大項目 | 施策 | 施策名 | 担当課 | 評価 | |
|----------------|-------------------|-------------------|---------------------------|--------------------|----------|-------|
| 3 すこやかに育むまちづくり | 2 障がい児・者教育の充実 | (2) 学校教育の充実 | 90 | インクルーシブ教育の推進 | 学校教育課 | イ |
| | | | 91 | 通級による指導の充実 | 学校教育課 | ア |
| | | | 92 | 学童保育の充実 | 保育課 | ア |
| | | | 93 | 学校施設のバリアフリー化の推進 | 営繕課 | ア |
| | | 教育総務課 | | | ア | |
| | | (3) 社会教育の充実 | 94 | 図書館サービスの充実 | 図書館 | ア |
| 95 | 生涯学習講座の充実 | | 社会教育課 | イ | | |
| 4 生きがいのあるまちづくり | 1 就労の場の確保 | (1) 一般就労の支援 | 96 | 雇用の場の拡大 | 商工業振興課 | ア |
| | | | 97 | 就労支援施策の推進 | 障害福祉課 | ア |
| | | (2) 障がい者雇用の促進 | 100 | 職員採用の推進 | 職員課 | ア |
| | | | 101 | 市内企業への雇用促進及び啓発 | 商工業振興課 | ア |
| | | | 102 | 障がい者就労施設からの物品調達の促進 | 障害福祉課 | ア |
| | | | (1) 社会参加への支援 | 103 | 社会参加への支援 | 障害福祉課 |
| | 104 | 交流ふれあい活動の推進 | | 障害福祉課 | ア | |
| | 105 | 障がいのある方に配慮した選挙の実施 | | 選挙管理委員会 | イ | |
| | (2) 文化・スポーツ活動への支援 | 106 | 市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進 | スポーツ観光課 | ウ | |
| | | | | 障害福祉課 | ウ | |
| | | 107 | スポーツ大会の支援 | スポーツ観光課 | ウ | |
| | | | | 障害福祉課 | ウ | |
| | | 108 | 障がい者スポーツの推進 | スポーツ観光課 | ウ | |
| | | | | 障害福祉課 | ウ | |
| 109 | 文化活動支援 | 社会教育課 | ウ | | | |
| | | 障害福祉課 | イ | | | |
| 5 安心・安全なまちづくり | 1 みんなにやさしいまちづくり | (1) 生活空間の整備 | 111 | 住みやすいまちづくりの総合的推進 | 都市計画課 | ア |
| | | | 112 | 歩道の整備 | 維持課 | ウ |
| | | | | | 道路課 | ア |

| 基本方針 | 大項目 | 施策 | 施策名 | 担当課 | 評価 |
|----------------|--------------------------|----------------------|-----------------------|--------|----|
| 5 安心・安全なまちづくり | 1 みんなにやさしいまちづくり | (1) 生活空間の整備 | 113 交通環境の整備 | 安心安全課 | イ |
| | | | | 商工業振興課 | ア |
| | | | | 都市計画課 | イ |
| | | | | 管理課 | ウ |
| | | | | 道路課 | ア |
| | | | | 維持課 | ウ |
| | | 114 バリアフリーの商店街づくりの推進 | 都市計画課 | イ | |
| | | | 商工業振興課 | ウ | |
| | | (2) 公共建築物の整備 | 115 公共施設のバリアフリー化の推進 | 都市計画課 | イ |
| | | | | 営繕課 | オ |
| | 116 交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進 | | 企画課 | ア | |
| | | | 都市計画課 | イ | |
| | (3) 理解の促進 | 117 心のバリアフリーの普及啓発 | 都市計画課 | ア | |
| | | | 障害福祉課 | ア | |
| | 2 移動しやすい環境の整備 | (1) 交通機関の利用促進 | 118 人にやさしいバスの整備要請 | 企画課 | ア |
| | | | | 都市計画課 | イ |
| | | (2) 移動手段・外出支援の充実 | 121 コミュニィーバスによる移動支援 | 企画課 | ア |
| | | | 123 福祉有償運送の推進 | 障害福祉課 | ア |
| | 3 安全な暮らしの確保 | (1) 地域の防災対策の推進 | 124 避難行動要支援者避難支援計画の充実 | 危機管理課 | イ |
| | | | | 生活福祉課 | ウ |
| 長寿いきがい課 | | | | イ | |
| 障害福祉課 | | | | イ | |
| 125 防災知識の普及・啓発 | | | 危機管理課 | ア | |
| | | | 長寿いきがい課 | オ | |
| | | | 障害福祉課 | イ | |
| | | | 警防課 | イ | |

| 基本方針 | 大項目 | 施策 | 施策名 | 担当課 | 評価 |
|----------------------------|------------------|------------------|-------------------------|-------------|-------|
| 5 安心・安全なまちづくり | 3 安全な暮らしの確保 | (1) 地域の防災対策の推進 | 126 災害情報伝達体制の整備 | 危機管理課 | ア |
| | | | | 長寿いきがい課 | オ |
| | | | | 障害福祉課 | イ |
| | | | | 警防課 | イ |
| | | | 127 障がいのある方に配慮した防災基盤の整備 | 都市計画課 | イ |
| | | | | 危機管理課 | ア |
| | | | 128 障がいのある方に対する医療対策 | 健康づくり課 | ウ |
| | | | | 熊谷保健センター | ウ |
| | | | | 母子健康センター | ウ |
| | | | | 障害福祉課 | イ |
| | | | 129 障がいのある方への情報提供・相談支援 | 広報広聴課 | ア |
| | | | (2) 施設の防災対策の推進 | 130 防災計画の策定 | 危機管理課 |
| | | 長寿いきがい課 | | | イ |
| | | 障害福祉課 | | | イ |
| | | 警防課 | | | ア |
| | | 131 防災教育・防災訓練の実施 | | 警防課 | ア |
| | | 132 施設・設備の整備・充実 | | 警防課 | ア |
| | | 133 社会福祉施設と地域の連携 | | 危機管理課 | ア |
| | | | | 長寿いきがい課 | イ |
| | | | | 障害福祉課 | イ |
| | | | | 警防課 | ア |
| 134 被災した在宅の障がいのある方の受入体制の整備 | 危機管理課 | イ | | | |
| | 障害福祉課 | イ | | | |
| 135 福祉避難所の体制整備 | 危機管理課 | ア | | | |
| | 障害福祉課 | ア | | | |
| (3) 安心して生活できる環境づくり | 136 交通安全知識の普及・啓発 | 安心安全課 | イ | | |
| | 137 防犯知識の普及・啓発 | 安心安全課 | イ | | |
| | 138 防犯と安全対策の充実 | 安心安全課 | イ | | |

2 障がい者団体の意見・要望等

1 協力いただいた障がい者団体（順不同）

- ・ ロービジョン アイの会
- ・ 熊谷市立あかしあ育成園保護者会
- ・ 熊谷市視覚障害者福祉会
- ・ 熊谷市身体障害者福祉会
- ・ 熊谷市難聴児をもつ親の会
- ・ 熊谷市ろう者協会
- ・ 熊谷地区精神障害者家族会（みのり会）
- ・ 熊谷若草親の会
- ・ 障害者生活支援ネットワークYOU ゆう
- ・ 自立生活センター遊TO ピア
- ・ NPO法人にじいろ

2 実施方法：新型コロナウイルス感染防止を配慮し、様式を団体宛てに送付し回収した。

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|------|-----|-----------------|---------------------|-------|---|
| 1 | アイの会 | 防災 | 避難場所のトイレが分からない。 | 視覚障がい者が分かるようにしてほしい。 | 157 | 避難所の担当職員がお伝えするようにいたします。また、ヘルプマークの活用などもご検討いただき、避難者同士での助け合いができるようご協力ください。 |
| 2 | アイの会 | 防災 | 避難する時期が分からない。 | 行政等からの連絡がほしい。 | 156 | 災害時には生活福祉課からiFAXにより災害情報が各施設へ送信されるほか、市メール配信サービス「メルくま」や登録不要の緊急速報メールなどを通じ情報を発信します。事前登録が必要となり、携帯用のコードはこちらです。↓  また、FMクマガヤは、災害時、市内の防災・避難情報等を伝えます。(FMラジオで87.6MHz) FMクマガヤ公式アプリはこちらのコード↓  |

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|------|------------|---------------------------------|---------------------------------|-------|--|
| 3 | アイの会 | 障がいについての理解 | 視覚障がい者がイベントに一人でいくと取り残されることが多い。 | サポート・ボランティアを増やしてほしい。 | 23 | ボランティアセンターにガイドヘルプボランティアとして登録している団体が1団体あります。主な活動は、市内にある視覚障害者支援施設の買物時のガイドヘルプですが、各種イベント参加についても相談を受け付けています。令和2年10月現在コロナ禍で活動休止中ですが、コロナが収束しましたら活動を再開し、サポート人員の募集も再開していきたいとのことです。 |
| 4 | アイの会 | その他の福祉サービス | 生活サポート事業で遠くまでいけない。 | 遠くまで送迎してくれる事業所を増やしてほしい。 | 57 | 生活サポート事業は近隣への移動を想定していますが、実際のサービス提供については、登録団体とご相談ください。 |
| 5 | アイの会 | その他の福祉サービス | ヘルパーが少ない | ヘルパーを増やす指導をしてほしい。 | 36 | 利用者からのご意見としてお受けし、事業所との連絡会の中で協議検討してまいります。 |
| 6 | アイの会 | 在宅福祉サービス | 同行援護の支給決定時間が少ない。ヘルパーの泊りが認められない。 | 規制の見直しをしてほしい。 | 39 | 適正な支給決定をしております。 |
| 7 | アイの会 | 就労支援 | 通勤にヘルパーさんが使えない。 | 制度の見直しをしてほしい。 | 70 | 通勤については給付対象となっておりません。雇用主に対し、労働環境の整備として、促進を図ってまいります。 |
| 8 | アイの会 | 医療 | 入院時にヘルパーが使えない。 | 制度の見直しをしてほしい。 | 39 | 適正な支給決定をしております。 |
| 9 | アイの会 | 医療 | 地元の市町村以外の病院では、窓口無料にならない。 | 制度の見直しをしてほしい。 | 86 | 医療費制度や医療機関の連携が必要なため、早急な対応は困難ですが、埼玉県へ要望してまいります。 |
| 10 | アイの会 | 情報伝達 | 役所からの通知が読めない。 | 希望によりメール又は点字で配信してほしい。 | 3 | より広範な個人情報提供のため、早急な対応は困難です。他市の先進事例を参考に研究してまいります。 なお、熊谷市メール配信サービス「メルくま」は、市からお知らせしたい内容をジャンル別にメール配信しております。事前登録が必要となり、携帯用のコードはこちらです。↓  |
| 11 | アイの会 | 障がいについての理解 | 困っている障がい者に声をかけてくれない。 | 声かけのPRをしてほしい。 | 13 | 声かけを促進するため、ヘルプマークの配布を行っています。 |
| 12 | アイの会 | その他の福祉サービス | 食事を作るのが大変 | 視覚障がい者向けの宅配サービスがほしい。 | 55 | 自ら食事の支度をするのが困難で、親族等から食事の提供が受けられない重度心身障害者を対象として、週4日を限度に昼食をお届けする配食サービスがあります。(65歳以上の方は、高齢者施策が優先) |
| 13 | アイの会 | その他 | | 大宮にある障害者交流センターのような施設を県北に作ってほしい。 | 2 | 本市では、小規模ではありますが、障害福祉会館があたるものと考えます。障害者支援のためのイベントや研修等の場として、障がい者団体と連携し、充実に努めてまいります。 |

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|--------------|------------|---|---|-------|--|
| 14 | アイの会 | バリアフリー | 多目的トイレの設備を全国統一にしたい。 | トイレごとに、鍵の掛け方が違ったり、水を流すレバー(ボタン)の位置が違うので、全国的に統一した基準を定めてほしい。 | 139 | 利用者からのご意見としてお受けします。国の基準の統一化が必要であると考えます。 |
| 15 | アイの会 | 施設福祉サービス | 訓練施設と役所の言っていることが違うことがある。 | 施設と行政が連携をとってほしい。 | | 施設と市の連携については、サービス事業所との連絡会等により連携を密にとってまいります。 |
| 16 | あかしあ育成園保護者会 | 在宅福祉サービス | 肢体不自由児の成長により介助が大変になる。医療的ケアのない家庭は負担が大きい。 | 医療的ケアのない肢体不自由のある子への生活に必要なサポートを充実させてほしい。 | | 計画相談事業所による相談支援を利用するか、児童発達支援センターでの専門員によるサポート等があります。サポート体制の更なる充実に努めてまいります。 |
| 17 | あかしあ育成園保護者会 | 障がいについての理解 | 見た目ではわからない障がいについての理解が足りない。 | 障がいを持つ子供達を周知してもらうための活動を展開してもらいたい。 | 11 | 平成30年度から、障がいを持つ方を講師に招く「心のバリアフリー教室」を依頼により開催しております。また、障がいを持つ子ども達を周知してもらう方策として、「愛のワッペン」を配布しています。「愛のワッペン」が活用されるよう、周知・啓発に努めます。 |
| 18 | あかしあ育成園保護者会 | その他の福祉サービス | 療育手帳所持児童は車椅子(バギー)の補助が受けられない。 | 療育手帳を持っている児童の安全な移動手段として、ベビーカーではなく車椅子の補助をお願いしたい。 | 119 | 国基準において給付対象の補装具に該当していません。 |
| 19 | あかしあ育成園保護者会 | 相談支援 | 相談支援事業所が足りない。 | 相談支援事業所を増やし、相談機能の充実を図ってほしい。 | 117 | 事業所数の不足は課題となっており、相談支援専門員になるための研修を増やす等、県へ要望している状況です。現行の相談支援事業所との協議を通して、充実されるよう努めてまいります。 |
| 20 | 熊谷市視覚障害者福祉協会 | 教育 | | 小中学校の福祉授業の範囲を広げてほしい | 15 | 各教科や特別の教科道徳、特別活動等において、ボランティア活動、福祉体験を推進してまいります。 |
| 21 | 熊谷市視覚障害者福祉協会 | 医療 | | ロービジョン外来のある眼科医院を創設してほしい。 | 81 | ロービジョン外来のある眼科医院を創設する予定はありませんが、拝聴し、参考として医師会に伝えます。 |
| 22 | 熊谷市視覚障害者福祉協会 | 情報伝達 | | 地域生活支援事業の「代筆・代読」の意思疎通事業を導入してほしい。(代筆、代読者の養成講習の開催) | 68 | 同行援護は移動から現地の行動を含む支援であるのに対し、代筆・代読支援は、現地のみでの支援ということもあり、他市の導入事例がごく少数です。拝聴し、今後、情報収集や研究をしてまいります。 |
| 23 | 熊谷市視覚障害者福祉協会 | 就労支援 | 障がい者の就労については、地域住民や雇用者の理解が不可欠である。 | 雇用者が障害者を理解するための交流の機会を作ってほしい。 | 127 | 熊谷市が参画している熊谷地区雇用対策協議会では障害者就職面接会を開催していますので、雇用者と関わる良い機会と捉えていただきたいと思います。 |
| 24 | 熊谷市視覚障害者福祉協会 | 情報伝達 | 選挙について | 選挙の際、選挙公報をわかる形で知らせてほしい。当選者名をテープ又は点字等で知らせてほしい。 | 132 | 選挙公報は音声テープ版を作成し、希望者に送付しております。また、当選者名を含む選挙結果の音声テープ版等につきまちは、音声化等にかかなりの時間を要し、速やかな情報の提供にはなじまないことから作成はしていませんが、音声読み上げ機能に対応した、市ホームページ、市メール配信サービスである「メルくま」により速やかに情報を提供しております。今後も適正な選挙情報の提供に努めてまいります。 |

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|--------------|----------|---|--|-----------|--|
| 25 | 熊谷市難聴児をもつ親の会 | 教育 | コロナ禍でのマスク着用により、口の動きが分からないため、難聴児は内容の理解度が半減する。 | 政府の会見などでも手話通訳士はフェイスシールドを着用している。市内の難聴児のいる学校、教室、ことばの教室の先生などへのフェイスシールドの導入をお願いしたい。 また、秋に販売予定の音声を認識するスマートマスクと、それを児童が見られるタブレット端末の支給を検討いただきたい。 | | 学校配分予算により、必要に応じて購入し、フェイスシールドやマウスシールドを活用します。タブレット端末については、難聴や弱視の子どもたちへの支援として、優先的に導入したいと考えます。 今後、絵や図等で学習内容をわかりやすく伝えたり、手順をカードに掲示したりするほか、黒板や大型提示装置を効果的に活用し、更なる見える化を図ります。 |
| 26 | 熊谷市ろう者協会 | 情報伝達 | 手話通訳選考試験実施について。 | コロナ禍で手話講習会が中止になっているが、手話通訳選考試験は、対策をした上で実施してほしい。 | | 選考試験につきましては、例年どおり実施しました。 手話通訳者及び補助員の育成は今後も継続してまいります。 |
| 27 | 熊谷市ろう者協会 | 情報伝達 | 熊谷市職員として働いているろう者が4名になった。市職員として手話通訳者が採用されていない。 | 手話言語条例が制定されているのだから、市職員として手話通訳者を採用して、いつでもだれでも行きやすい市役所にしてほしい。 | 17 130 | ろう者との意思の疎通を図ることを目的に、毎年、職員を対象とした「手話研修」を実施しています。4か月間にわたる研修で手話実技の習得に取り組んでいます。 |
| 28 | 熊谷市ろう者協会 | 情報伝達 | 耳の聞こえない人や言語障がいの場合、情報の格差が大きい。 | 市長の話に字幕だけでなく手話通訳も入れてほしい。 | 3 | 今後、手話通訳を導入してまいります。 |
| 29 | 熊谷地区みのり会 | 医療 | 精神障がい者の精神科通院については1割負担ですが、精神科入院及びその他の科の通院や入院に関しては3割負担です。多くの方が、年金だけの厳しい生活を送っています。年齢が高くなると生活習慣病などで通院する科も増え、医療費の負担が大きくなっています。 | 精神科入院費用及び精神保健福祉手帳2級保持者までの重度心身障害者医療費の助成を要望します。 | 86 | 埼玉県重度心身障害者医療費助成制度の基準により、制度運用しています。 拝聴し、機会を捉え、要望を伝達してまいります。 |
| 30 | 熊谷地区みのり会 | 就労支援 | 精神障がい者の場合、就労できてもなかなか定着することが難しく短期間で辞めてしまうことが多い。 | 就労の場の確保もさることながら、就労後の定着支援をより充実してほしい。 | 124 | 平成30年度から、「就労定着支援」のサービスが追加されたこともあり、利用者は少ない状況ですが、「就労移行支援」と併せ、就労支援の充実に努めます。 |
| 31 | 熊谷地区みのり会 | 施設福祉サービス | 精神障がい者が安心して暮せるための、グループホームの需要は多いのに空きが少ない。あってもすぐに埋まってしまふ。 | 家族と生活することが難しい人もいるため、自立して生活していくための住まいの確保が必要となる。生活面等の支援を受けながら安心して暮らすことのできるグループホームがもっと増えると良い。 | 48 51 | 数値では、グループホームの施設数は増加しております。利用者からのご意見として拝聴し、さらなるサービス事業所数の確保に努めます。 |
| 32 | 熊谷若草親の会 | 施設福祉サービス | 知的障がい者入所施設に希望しても、なかなか入所できない。 | 熊谷市の地域福祉移行推進の施策と現状に矛盾がある。入所施設の新設が困難ならば、別の解決策を示してほしい。 | 50 | 入所施設の増加は、困難な部分もありますが、グループホームの利用や地域活動支援施策を推進し、利用者への支援を図ってまいります。 |

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|--------------------|------------|--------------------------------|---|-------|--|
| 33 | 熊谷若草親の会 | 施設福祉サービス | 知的障がい者のグループホームが少ない。 | 熊谷市の地域福祉移行推進の施策と現状に矛盾がある。入所施設の新設が困難ならば、別の解決策を示してほしい。 | 51 | 数値では、グループホームの施設数は増加しております。利用者からのご意見としてお受けします。地域活動支援施策として、グループホームと生活介護、さらに就労支援の併用を進めてまいります。 |
| 34 | 熊谷若草親の会 | 在宅福祉サービス | 知的障がい者のショートステイ施設数が不十分である。 | ショートステイの設置について、熊谷市福祉計画の中で一考してもらいたい。日中支援型グループホームの新設にショートステイ併設を必置にすることを盛り込んでほしい。 | 43 | 利用者からのご意見としてお受けし、サービス事業所との連絡会の中で提案し、協議してまいります。 |
| 35 | 熊谷若草親の会 | 在宅福祉サービス | 日中一時支援で土日のサービスが混み合っており利用ができない。 | 日中一時支援や行動援護等の日中サービスの土日利用を充実させてほしい。 | 74 | 利用者からのご意見としてお受けし、サービス事業所との連絡会の中で提案し、協議してまいります。 |
| 36 | 障害者生活支援ネットワークYOUゆう | 防災 | 通所利用者がいる時間に災害が起こった場合の対応について | 預かる時間が長時間になった場合の毛布や食料品などの物資はどこまで支援を受けられるか。また、救助要請や物資の支援が必要となった場合の手順や方法を知りたい。 | 156 | 物資については、市での備蓄をはじめ、県からの備蓄物資や企業との協定による優先供給を含め災害状況に応じて調達しますが、災害発生当初は市や消防も混乱が予想されます。当座の食料や毛布などは各施設でも準備をお願いします。また、救助に関しては消防へ要請するようお願いいたします。物資等に関する相談は避難所に設置される相談窓口をご利用ください。 |
| 37 | 障害者生活支援ネットワークYOUゆう | 防災 | 通所利用者がいる時間に災害が起こった場合の対応について | 通所利用者を連れて避難所に避難する場合、他の避難者の理解が得られるか不安である。(大声を出したり、暴れたりするため)地域に協力や理解を得られる環境を作してほしい。 | 156 | 避難に際しては、できるだけ多くの方法をご検討ください。浸水想定が1階以下なら建物内の垂直避難、また、安全な所に立地する他の施設との連携、1か所ではなく分散しての避難などが考えられます。なお、病気の方や障がいをお持ちの方など配慮を要する避難者については、避難所内に設けた「要配慮者スペース」に誘導します。 |
| 38 | 障害者生活支援ネットワークYOUゆう | その他の福祉サービス | | 移動支援を利用する場合、公共交通機関の利用が条件だが、大声を出すなど利用が難しい障がい者もいるため、車の利用も認めてほしい。 | 70 | 移動支援は、公共交通機関利用が条件となります。生活サポート事業の利用をお願いすることになります。国・県の基準に照らし、利用しやすいサービス提供に努めてまいります。 |
| 39 | 障害者生活支援ネットワークYOUゆう | その他 | 障がい者施設を新設する場合の建設場所の情報提供について | 障がい者施設を新設する場合、開発審査課・農業委員会・管理課など関係機関との調整が必要であるが、土地についての情報提供をしてもらえる窓口を検討してほしい。 | | 設置計画の段階で、県の事前協議が必要になりますが、事前の土地の情報になりますと登記情報となり、法務局に問い合わせさせていただくことになるかと思えます。個人情報が含まれるため、現行の制度での対応となります。 |
| 40 | 自立生活センター遊TOピア | 教育 | 現行の教育は「原則分離・例外統合」の分離教育である。 | 真のインクルーシブ教育を実現するよう、文部科学省に働きかけてほしい。 | 109 | 障がいのある子供もいない子供も共に学ぶ環境を整備し、インクルーシブ教育を推進してまいります。 |

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|---------------|------------|--|---|------------|---|
| 41 | 自立生活センター遊TOピア | バリアフリー | 多目的トイレの緊急ボタンが、消防署や警察などに通報されない。 | 緊急ボタンを押したら、消防署や警察に繋がるようにしてほしい。 | 133 155 | (公園トイレ)外部の方に知らせるための非常用押しボタンがありますのでこちらをご利用ください。 |
| | | | | | 133 155 | (観光トイレ)いたずらや誤操作による影響も考慮し、国や県が示す基準や消防、警察の意見を踏まえて検討してまいります。 |
| | | | | | 133 155 | (公衆トイレ)緊急ボタンが押された場合、直ちに本課へ連絡いただくよう掲示を行い、休日においても対応できる体制を整えております。 |
| 42 | 自立生活センター遊TOピア | 在宅福祉サービス | 24時間介助を必要としている障がい者がいるにもかかわらず、熊谷市は独自の上限を定めて実施していない。 | 全国的には、24時間介助を認めている市町村はいくらでもある。熊谷市も上限を撤廃してほしい。 | 36 | 本市では、国・県の基準等に則り、サービス提供を行っています。県内他市との均衡を図りながら、サービス提供を行ってまいります。 |
| 43 | 自立生活センター遊TOピア | 在宅福祉サービス | 現行の障害者総合支援法では、「介護保険優先」が原則である。 | 65歳(特定疾患では40歳)以上の障がい者でも、高齢障がい者独自の障害福祉サービスを利用できるように厚生労働省に働きかけてほしい。 | | 介護保険優先という一定の基準がありますが、個々の支援内容が介護サービスメニューにない場合には、障害サービス利用も可能となっています。 |
| 44 | 自立生活センター遊TOピア | バリアフリー | 熊谷市メール配信サービスの有効活用 | 東日本大震災の際には、熊谷駅構内で車いすでの移動ができなかったと聞いている。緊急時も含め買うイベント開催の際に、障害者用の駐車場情報、トイレ情報、日常生活情報を情報発信してほしい。配信項目の中に障害者を対象とした情報配信を設定してほしい。 | 3 | 市内の施設・店舗のバリアフリー情報は、4年前に立正大学のボランティアサークルとの協働により「あのくま」マップを作成した経緯がありますが、最新情報の更新は行っていません。都市計画課と連携し、最新情報の更新に努めてまいります。 |
| 45 | 自立生活センター遊TOピア | 防災 | 福祉避難所の整備 | 机上の検討だけでなく、災害時に機能できるよう、現場の状況(人員確保や体制、ボランティアの確保等)を把握し、計画に反映すべきである。 | 166 | 福祉避難所での災害時受入可能人数に限界があるため、発災後、災害の規模に応じ、市と施設で受入調整を行うこととなります。ご意見については拝聴し、指定福祉避難所と協議を図ってまいります。 |
| 46 | 自立生活センター遊TOピア | バリアフリー | 物理的バリアフリー化は市街地のみであるため、それ以外に居住している障害者は自力で外出できない。 | 市街地以外に居住している障害者の外出機会を増やしてほしい。 | 142 | 計画相談支援事業所に、希望される生活支援について相談していただきたいと思っております。 |
| 47 | 自立生活センター遊TOピア | 障がいについての理解 | 健常者の障がい者に対する差別・偏見が根強いため、「心のバリアフリー」は殆ど実現していない。 | 障害当事者による講演会、イベント、疑似体験を実施してほしい。 | 14 | 現行では、「ふれあい広場」事業や「心のバリアフリー教室」などがあたるかと考えられますが、差別解消に向け、啓発活動を充実してまいります。 |
| 48 | 自立生活センター遊TOピア | 障がいについての理解 | 公共交通機関は、机上で定めたマニュアルに従って、障がい者への対応を行っている。 | 公共交通機関の職員に対する研修に障がい当事者を講師として派遣してほしい。 | 145 | 市・鉄道事業者・バス事業者・タクシー事業者等がそれぞれ主体となって、バリアフリーや高齢者・障がい者等に対する理解を深める取組を行っています。特に、市内循環ゆうゆうバス事業者では、法定研修の他、独自の研修を実施しており、障がい者への対応についての研修も実施しています。各事業主体と課題を共有し、実現に向けて働きかけてまいります。 |

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|---------------|------------|--|--|------------|---|
| 49 | 自立生活センター遊TOピア | バリアフリー | 障がい者(特に車いす利用者)が入居できる民間アパートが少ない。 | 民間アパートへスロープを設置するよう事業所に働きかけてほしい。 | 69 | 現行では、障がいの程度により、日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具(上限20万円)の利用が考えられます。ご意見を拝聴し、機会を捉えて要望を伝達してまいります。 |
| 50 | 自立生活センター遊TOピア | 医療 | 平成27年1月1日以降に65歳以上で障害者手帳を取得した者は、「埼玉県重度心身障害者医療費助成制度」の対象外である。 | 埼玉県に対して、撤回するよう働きかけてほしい。 | 86 | 埼玉県重度心身障害者医療費助成制度の基準により、制度運用しています。ご意見を拝聴し、機会を捉えて要望を伝達してまいります。 |
| 51 | 自立生活センター遊TOピア | 就労支援 | 熊谷市は埼玉県で実施している「職場体験」を全く実施していない。 | 埼玉県社会福祉推進課が実施している「県庁内職場体験」のような体験型実習を実施してほしい。 | 122 | 県の事業を参考にし、研究してまいります。 |
| 52 | 自立生活センター遊TOピア | バリアフリー | UDタクシーは障がい者(車いす利用者)に対して、乗降時に時間がかかることを理由に別途料金を請求している。 | 障害者差別解消法やバリアフリー法に違反している。県交通政策課及び国土交通省に廃止するよう働きかけてほしい。 | 141 144 | タクシー利用料金は時間距離併用方式をとっており、国土交通省の制度運用によるものです。県・埼玉県乗用自動車協会・埼玉県個人タクシー協会・埼玉県タクシー・ハイヤー福祉協会・埼玉県福祉移送事業協同組合・彩の国福祉介護協会・県内市で組織する「福祉タクシー運営協議会」の中で市民からの要望として情報提供してまいります。 |
| 53 | 自立生活センター遊TOピア | 就労支援 | 企業内での就労が一般的だが、企業側から施設内に仕事をもち込んで就労できるようにならないか。 | 施設内就労の方式を推進できるように、企業サイドの意識改革を行政から働きかけてほしい。 | 127 | 熊谷地区雇用対策協議会、ハローワークなどの関係機関に働きかけてまいります。 |
| 54 | 自立生活センター遊TOピア | 障がいについての理解 | 未だに障がい者(特に精神障がい者)に対する差別・偏見が根強い。 | 当事者や支援者を交えた啓発活動(講演会等)をより積極的に実施してほしい。 | 30 | 例年、ハートフルセミナー等において、講演会を実施し、昨年度は、障がいを抱える当事者の講演をしていただきました。また、啓発冊子「わたしたちにできること」において差別・偏見をなくす啓発活動しております。引き続き、啓発活動に取り組み、併せて当事者等からの声を広く発信する啓発活動を続けていきます。 |
| 55 | 自立生活センター遊TOピア | バリアフリー | 公共施設には多目的トイレはあるが、市内では少ない。 | 市内各所に多目的トイレの増設を望む。市外から訪れる障がい者のためにも、多目的トイレの位置や車いすでの移動所要時間を示したマップを作成してほしい。作成時には、実際に使用する当事者の意見を反映してほしい。 | 133 | 熊谷市では、高齢者・障がい者・子育て世代等を含む全ての人が安全・快適に利用できる公共施設整備を目指し、個々の施設におけるバリアフリー化を推進しています。民間施設についても、バリアフリー基本構想の重点整備地区である熊谷駅周辺を中心に、多目的トイレ等の整備も含めた重点的かつ一体的なバリアフリー化を引き続き促進してまいります。民間施設の多目的トイレについては、バリアフリー基本構想の重点整備地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を引き続き推進してまいります。また、バリアフリーマップの更新については、バリアフリー推進協議会などでも検討し、更新する際には当事者の意見を反映したいと考えています。バリアフリーマップにつきましては、平成27年度に作成した「あのくま」がありますのでご活用ください。 |

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|---------------|--------|---|---|-------|--|
| 56 | NPO法人に じいろ | 教育 | 障がい児教育でもICTを活用した学習支援が行われている。ICT導入は、障害特性に関わらず、学習支援やコミュニケーション支援に有効であるが、高額のために購入が困難である。 | iPadなどのタブレット端末を日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)の支給対象として欲しい。 | 69 | 国基準において給付対象の日常生活用具に該当しておりません。ご意見として拝聴し、他市の状況等などの情報収集や研究をまいります。 |
| 57 | NPO法人に じいろ | 防災 | 避難する際、車いすや手荷物の多さで困難の度合いが増し、また周囲の人から障害への理解がえられるか不安要素が多いため、自宅避難(垂直避難)を選択せざるを得ない。 | 警戒レベル3が発令される前に障がい者専用自主避難所を開設してほしい。 障がい特性により、場所の変化に対応できない人もいるため、車中泊できるスペースを確保し、慣れた自家用車を中心とした避難生活を可能にする等、障がい児者が避難所を持つ不安を軽減するため、多様な避難方法を検討してほしい。 車中泊スペースは登録制とし、情報や支援物資の漏れがないよう行政で把握する。障害児者の介助、見守りのため介護者(家族)がその場を離れて行動できない等、それぞれのケースを把握してほしい。 | 153 | 避難情報が発令される前に、問合せ状況を踏まえて開設する「自主避難所」がございます。 また、一時避難場所として指定されている立体駐車場もあり、その場所が開設されれば、市の職員が担当職員として配置されます。 場所や収容可能台数など、情報提供に努めてまいります。 |
| 58 | NPO法人に じいろ | 防災 | 要配慮者は、高齢者・障がい児者・乳幼児・妊産婦等とされているが、一般避難所では要配慮者のスペース確保も難しい。もし、確保できたとしても要配慮者が混在して、一般避難所と変わらない状況になるのではないかと。 | 要配慮者スペースや福祉避難所の設置について、障がい児者団体も参加できる形で「福祉避難所設置訓練」の開催をお願いしたい。 いざという時、障害者や介助者もやるべきことを知り、避難所の設置に自ら関わる方が、協力者も増え、より良い避難所の設置に繋がると考えます。 | 162 | 福祉避難所は避難が長期化した際などに、受け入れ先との調整を行い設置されるものです。そのため、通常の避難所開設訓練の中で要配慮者への対応を含め訓練をまいります。 ご意見については拝聴し、指定福祉避難所と協議を図ってまいります。 |
| 59 | NPO法人に じいろ | バリアフリー | 障がい児が安全に遊べる公園が少ない。 | 既存の公園を障害のある子もいない子も一緒に遊べるインクルーシブな場所となるよう改善してほしい。(肢体不自由児も乗れる背もたれ付きブランコ、車いすのまま乗れるシーソー、スロープを用いた大型遊具など) | 133 | これまでは、多目的トイレの整備、車いすでの通行に配慮した園路の整備等を実施しました。遊具につきましては、先進自治体である東京都や他の自治体の事例を研究してまいります。 |

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|--------------|------------------|---|---|----------|---|
| 60 | NPO法人に じい | バリアフ リー | 市内施設にはユニ バーサルシートを 設置してある多目 的トイレが少ない。 | 疾病や障害特性、年齢 などによって必要な設備 が異なる。バリアフリー 化推進のため、あらゆる 世代からヒアリングを 行ってほしい。車いすか らユニバーサルシートに 移乗する際に車いすの 背もたれをリクライニ ングさせることから、ユニ バーサルシートの設置 のほか、リクライニング 可能な空間の確保など 多目的トイレに必須であ る。ユニバーサルシート は、障がい児者のみならず 高齢者や乳幼児などにも 有用であり、多目的 トイレはベビーベットで はなくユニバーサルシー トの優先的設置をお願い したい。 | 143 | 公共施設の再編等において、施設整備 にあたっては、計画策定時に広く意見を 公募するとともに、ユニバーサルデザ イン化に取り組むことを基本的な考え方 としています。 ご意見については拝聴し、担当課と協 議検討してまいります。 |
| 61 | NPO法人に じい | 在宅福 祉サー ビス | ショートステイの利 用希望者が多いた め予約が取れず に、定期的な利用 ができない。結果 的に緊急時利用や 介護者の休息に繋 がっていない。 | 短期入所施設を新たに 整備するなど、過密状態 の改善をしてほしい。 | 43 | ご意見については拝聴し、利用しやす い施設を目指し、運営の支援について 検討します。 |
| 62 | NPO法人に じい | 在宅福 祉サー ビス | 医療的ケアのある 障がい児者が利用 できる短期入所施 設に限られる。 | 重症心身障害児者が利 用できる短期入所施設 を新たに整備してほし い。 | 43 | ご意見については拝聴し、利用しやす い施設を目指し、運営の支援について 検討します。 |
| 63 | NPO法人に じい | 在宅福 祉サー ビス | 子どもの成長に よってオムツのサイ ズが大きくなると 1パック毎の枚数 が少なくなるため、 支給額では足りず 自費でオムツや パットなどを買い足 さなくてはならな い。 | 子どもの体型や個々の 状況によって、必要数も 異なるため、個別に応じ た支給額となるよう配慮 してほしい。 | 69 | 日常生活用具給付事業による給付を 行っています。ご意見については拝聴 し、機会を捉え要望を伝達してまいり ます。 |
| 64 | NPO法人に じい | 在宅福 祉サー ビス | 子どもの成長に よって移動手段が 抱っこから車いす に変化する。周辺 環境の改善も必要 となる。 | 車いすごと乗り降りが可 能な福祉車両への買い 替えが不可欠となるた め、購入補助を検討して ほしい。 | | 現行の自動車関係の補助制度は、自 動車改造費補助や、自動車税減免、高 速道路減免があります。ご意見につ いては拝聴し、今後、情報収集を行い、検 討課題とさせていただきます。 |
| 65 | NPO法人に じい | 情報伝 達 | 支援学校現場実習 の実習先選定資料 として活用可能な 「熊谷市内障害福 祉サービス提供事 業所一覧」が利用 者に周知されてい ない。 | 「熊谷市内障害福祉 サービス提供事業所一 覧」を支援学校等を通じ て児童生徒に配付する など、情報提供に力を入 れてほしい。 情報の充実を図るた めにも、障がい児者団 体からの聞き取りを行 い、欲しい情報を掲載す るようにしてほしい。 | 3 | 「熊谷市内障害福祉サービス提供事業 所一覧」(福祉マップ)については、利用 者にわかりやすく編集し、内容の充実 に努めます。 配布先についても、検討いたします。 |
| 66 | NPO法人に じい | その他 | 自己流の介助が、 慢性的な腰痛を抱 える要因となって いる。 | 介護者(家族)の身体を 守るための、正しい介 護技術を習得するた めの勉強会等を開催す る。 | 23 24 | 介護技術など、本人または介護者のた めの各種講習の機会の充実に努めま す。 |

| No. | 団体名 | テーマ | 現状・課題 | 要望・提案 | 施策NO. | 回答等 |
|-----|---------------|------------------|--|---|-------|---|
| 67 | NPO法人に じいろ | スポーツ | 障がいのある子供 たちは、学校卒業 後、スポーツに親し む機会が減少す る。 | 生涯スポーツの観点か ら、障がい児者がいつ でも、どこでも、いつまでも スポーツに親しめるよ うな場所と機会を得られる ように、障がい者団体と スポーツ団体や企業、 市民団体が連携し、共 にスポーツを楽しむこ とができる環境づくりを行政 も一緒に考えてほし い。 | 135 | スポーツ施設のバリアフリー化を推進 し、障がい者が熊谷市体育協会による スポーツ教室や各種イベントなどに参加 し、楽しむことができるように関係機関と 連携して支援してまいります。 |
| 68 | NPO法人に じいろ | 在宅福 祉サー ビス | 障がい児が成長し て、家族だけで入 浴させるのは重労働 であるため、福祉 サービスで対応 したいが断られ た。 相談支援を通じて 利用可能な事業所 を探すがサービス 利用までに時間を 要し、精神的スト レスになっている。 訪問入浴サービス は、学校から帰宅 する前に営業時間 が終わってしまうた め、学齢期の生活 スケジュールと合 わず利用できな い。 | 高齢者のみを対象に している訪問介護事業 所に障がい者や障がい 児も支援対象にするよ うに促してほしい。共生 型事業所の普及や在宅 支援拡充の必要性を啓 発する機会を行政も一 緒に考えてほしい。 世代間格差にならぬ よう、どの世代の利用 者でも基本的な生活 スケジュールを崩さ ずに既存の福祉サー ビスを利用できるように 事業所へ周知・指導 をお願いしたい。 | 48 | 訪問介護事業所の共生 型サービス事業所へ の移行に関しては県が 指定し、指導監督を行 っているため、市が積 極的に関与することが 難しい状況です。 ご意見については拝 聴し、機会を捉え 要望を伝達してまい ります。 |

3 策定経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 令和2年5月28日 | 熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会（書面調査） ・第2次障がい者計画関連事業の令和元年度進捗状況調査 ・第6期障がい者支援計画基礎資料作成 |
| 7月31日 | 障がい者団体へ意見・要望の提出依頼（書面依頼） |
| 8月5日 | 第1回 熊谷市障がい者施策推進委員会（書面審査） ・計画策定の概要：第6期熊谷市障がい者支援計画（骨子案）について |
| 9月14日 | 熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会（書面調査） ・第1回 熊谷市障がい者施策推進委員会での質問に対する回答依頼 |
| 11月9日 | 熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会（書面調査） ・障がい者団体からの要望に対する回答依頼 |
| 11月26日 | 第2回 熊谷市障がい者施策推進委員会 ・障がい者支援計画草案の検討について① |
| 12月23日 | 第3回 熊谷市障がい者施策推進委員会 ・障がい者支援計画草案の検討について② 【経営戦略会議において確認】 |
| 令和3年1月22日 ～2月12日 | パブリックコメントの実施 |
| 2月 日 | 第4回 熊谷市障がい者施策推進委員会 |

4 熊谷市障がい者施策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者施策に関する計画の策定及び円滑な推進を図るため、熊谷市障がい者施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について意見聴取及び助言を行う。

- (1) 障害者施策に関する計画の策定に関すること。
- (2) 障害者施策に関する計画の推進及び調整に関すること。
- (3) その他、障害者施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から障がい者計画の終期とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

4 会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5 熊谷市障がい者施策推進委員会委員名簿

(敬称 略)

| 区分 | 委員名 | 団体等名 |
|---------------------|--------|-------------------------------|
| 学識経験者 | 清水 海隆 | 学校法人立正大学学園 社会福祉学部社会福祉学科教授 |
| | 片山 典子 | 埼玉県立熊谷特別支援学校教諭 |
| 障がい者団体の代表 | 片岡 善生 | 熊谷市身体障害者福祉会代表理事 |
| | 松崎 竹司 | 熊谷若草親の会会長 |
| | 酒井 豊 | 精神障害者家族会みのり会 (熊谷地区みのり会) 理事 |
| 関係行政機関の職員 | 小池 暁 | 熊谷公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 |
| | 桜井 文子 | 埼玉県熊谷保健所副所長 |
| 障がい者の福祉に関する事業に従事する者 | 横川 与志子 | 社会福祉法人 翠浩会 新光苑副苑長 |
| | 寺田 治子 | 熊谷市社会福祉協議会副会長 |
| | 田中 聖士 | 大里地域障害者相談支援センター センター長 |
| | 高橋 直樹 | 熊谷市障害者相談支援センター 副主任 |
| | 田島 新市 | 熊谷市障害者就労支援センター 施設長 |
| 公募による市民 | 篠崎 美佐子 | 公募による市民 |
| | 久保 よね子 | 公募による市民 |
| その他市長が必要と認める者 | 森田 洋子 | 熊谷市民生委員児童委員協議会理事 |

